

カーボンプライシングについて

なぜカーボンプライシングなのか

- OECDは、カーボンプライシングについて以下のように言及。

OECD (2016)

Effective Carbon Rates: Pricing CO2 through Taxes and Emissions Trading Systems

- カーボンプライシングは、炭素ベースのエネルギーの価格を引き上げ、これに対する需要を低下させるため、排出削減に効果的である。
- カーボンプライシングは、排出を削減するための費用効率的な政策ツールである。すなわち、最小のコストで削減目標が達成される。
- カーボンプライシングは、汚染者負担原則の履行に資し、経済的便益を増大させる。

長期大幅削減に向けたカーボンプライシングの意義

(参考) OECD (2016) Effective Carbon Rates: Pricing CO2 through Taxes and Emissions Trading Systems

「市場ベースの施策が政治的に極めて困難で、他の効果的な政策が手の届くところにある場合に、より費用効率的でない炭素削減政策を選んでもかまわない。こうした代替的な政策も、コストのかかる削減を誘発するので、炭素に暗示的な価格を付する。しかし、より高い実効炭素価格※のある国では、より低いGDP当たりの炭素強度が観察されている。これは、高い価格が低い炭素強度をもたらすという因果関係がある場合において、非市場ベース手法による暗示的な炭素価格は、それが存在する場合にも、他所における実効的な炭素価格が有するのと同水準の削減をもたらしていないことを示唆している。**気候目標が強く示唆しているように、更なる削減を追求するのであれば、低コスト戦略は、より重要な検討事項となり、市場ベース手法の訴求力は再び増大する。」**

※実効炭素価格 (Effective Carbon Rates) : OECDは、炭素税、排出量取引制度、エネルギー課税を合計した炭素価格を「実効炭素価格」として、2012年における各国の比較・評価を行っている。

(参考) 世界銀行 (2016) State and Trends of Carbon Pricing 2016

「**カーボンプライシングは、パリ協定の大志を実現し、各国の国別目標 (NDC) を履行するための中心的な役割を果たし得る。**気候変動枠組条約 (UNFCCC) に提出された計画の多くがこれを認識しており、約100の国別目標が、排出量取引、炭素税その他のカーボンプライシングか市場メカニズムの提案を含んでいる。」

気候変動対策としてのカーボンプライシングに関する国際的な評価

① G7エルマウ・サミット首脳宣言（仮訳）（抄）（平成27年6月8日）

気候変動，エネルギー，環境

気候変動

低炭素成長の機会への投資にインセンティブを与えるため、我々は、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットし、他国に対して、我々に加わるよう要請する。我々は、世界銀行を含む関連するパートナーとの緊密な協力の下、自主的参加に基づく、これらに関する戦略的な対話の場を設立することにコミットする。

② 気候変動枠組条約第21回締約国会議決定（仮訳）（抄）（平成27年12月12日）

136. *Also recognizes the important role of providing incentives for emission reduction activities, including tools such as domestic policies and carbon pricing;*

（締約国は）国内政策やカーボン・プライシングといった手法を含め、排出削減活動にインセンティブを与えることの重要性を認識。

③ G7 伊勢志摩首脳宣言（仮訳）（抄）（平成28年5月27日）

気候変動，エネルギー及び環境

気候変動

我々は、国内政策及びカーボン・プライシング（炭素の価格付け）などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識する。我々は、炭素市場プラットフォームの設立及び東京で開催予定のその最初の戦略的対話を歓迎する。

④ G7 富山環境大臣会合コミュニケ（仮訳）（抄）（平成28年5月15日～16日）

気候変動及び関連施策

市場アプローチを含む緩和策

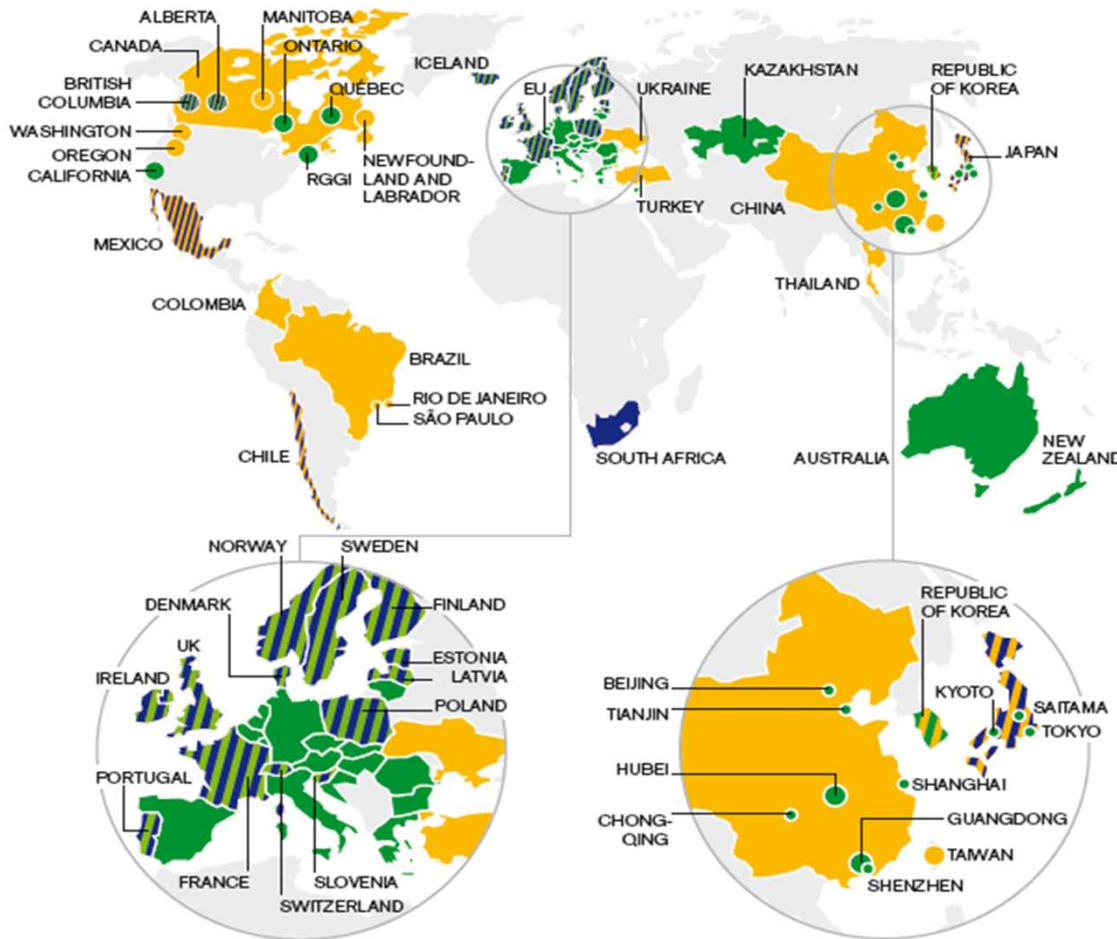
42. 市場アプローチを含むカーボンプライシング（炭素への価格付け）は、費用対効果のよい排出削減及び低炭素経済への転換を支援する政策手段として、既に多くの国や地域において導入されている。我々は、このような施策はイノベーション及び長期的な排出削減のための低炭素投資の強化に効果的な手段であることを強調し、故に更に促進されるべきであることを強調する。我々は、東京で開催される炭素市場プラットフォームの第一回戦略対話が、このようなイノベーションや投資を誘引し得る、市場アプローチを含む炭素価格に関するベスト・プラクティス及び見解を政府が共有する機会となることを期待する。
43. 革新的技術の開発及び社会実装・普及は、変革的及び長期的な気候変動対策の実施に不可欠である。これらの技術のうち幾つかは既に普及段階にある。政策支援は、特に低炭素技術や製品の普及の初期段階において、全ての国において必要である。我々は市場メカニズムが、優れた低炭素技術及び製品の世界的な普及を支援し得ると認識する。我々は、G7のパートナーや他の政府が、国内及び国際的な市場的手法、とりわけ日本の二国間クレジット制度（JCM）の実施を通じて得たグッド・プラクティスや知見等を共有することを奨励する。我々は温室効果ガス排出量の測定・モニタリング能力を強化するため、強固な地球観測の必要性を認識する。

世界で広がるカーボンプライシング

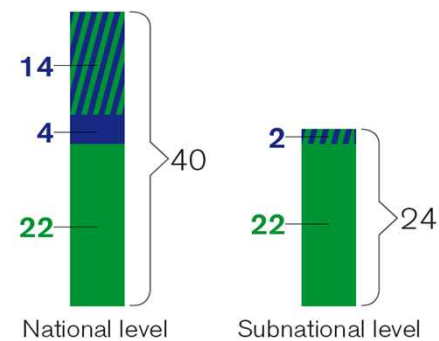
長期での大幅削減を見据えて、費用効率的に削減を進めるため、多くの国・地方公共団体がカーボンプライシングを導入している。

(→詳細は「(参考) 国内外のカーボンプライシングの動向」参照)

国・地方公共団体におけるカーボンプライシング導入状況



Tally of carbon pricing initiatives



- ETS implemented or scheduled for implementation
- Carbon tax implemented or scheduled for implementation
- ETS or carbon tax under consideration
- ETS and carbon tax implemented or scheduled
- ETS implemented or scheduled, tax under consideration
- Carbon tax implemented or scheduled, ETS under consideration

実効炭素価格と炭素生産性・一人当たり排出量

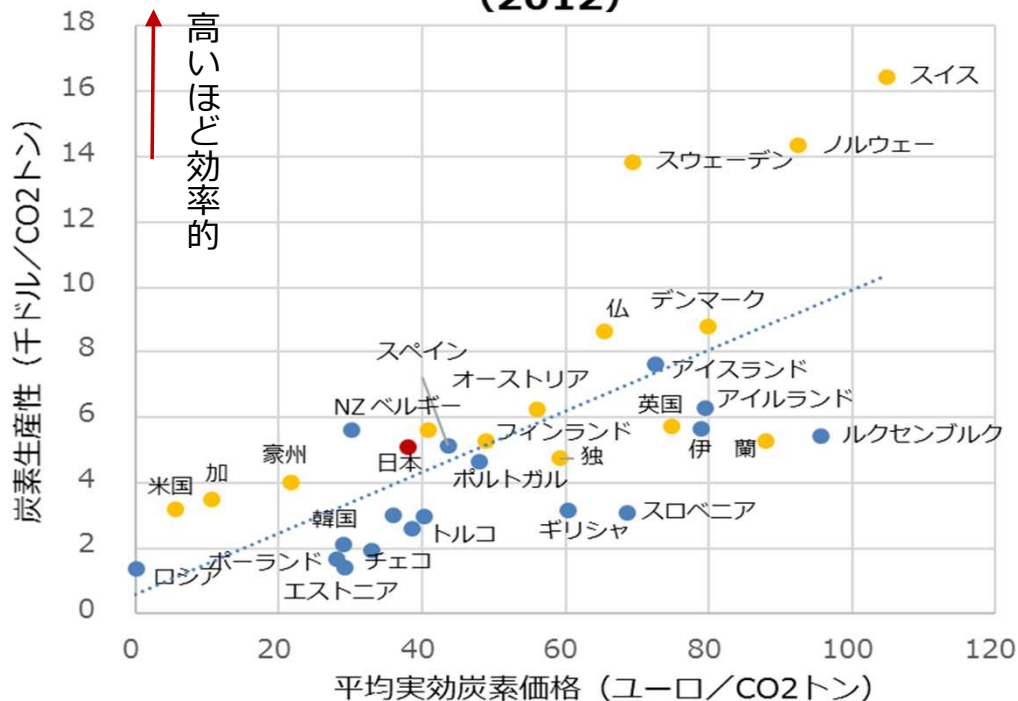
実効炭素価格が高い国は炭素生産性が高く（左図）、一人当たり排出量が少ない傾向（右図）。

※実効炭素価格（Effective Carbon Rates）： OECDは、炭素税、排出量取引制度、エネルギー課税を合計した炭素価格を「実効炭素価格」として、2012年4月現在における各国の比較・評価を行っている。なお、我が国の温対税（炭素価格289円/CO2トン）は導入前で含まれていない。

特に、我が国より一人当たりGDPが高い国で既に大幅な削減を実現している国は、我が国より相当程度実効炭素価格が高い（右図）。2050年80%削減（一人当たり排出量概ね2トン）やその先の脱炭素化に向けて、カーボンプライシング制度の有効性が示唆される。

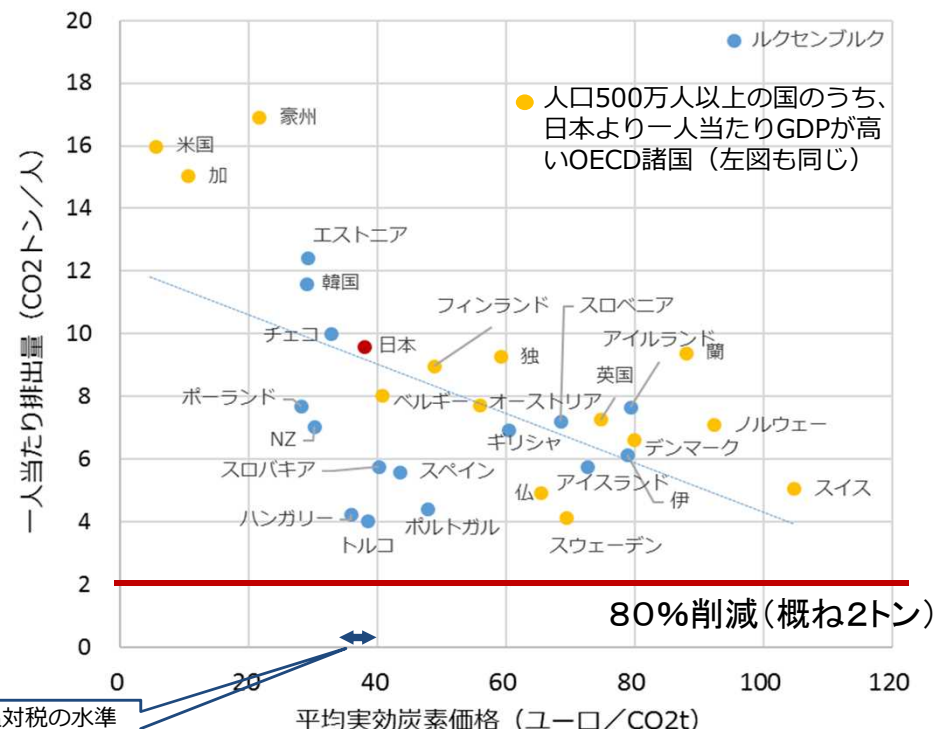
- なお、我が国の炭素生産性や一人当たり排出量はグラフ上の近似曲線付近にあり、実効炭素価格に含まれない既存制度による暗示的な炭素価格が他国に比べて特に削減に寄与している（グラフ全体の趨勢から乖離して、他国と同レベルの実効炭素価格ながら、他国より特に高い炭素生産性や特に低い一人当たり排出量を示す）という現象は確認できない。

炭素生産性と平均実効炭素価格との関係 (2012)



(注) 日本のGDPは、平成28年12月に内閣府によって基準改定された数値。

一人当たり排出量と実効炭素価格の関係 (2012)



現行温対税の水準 (289円、約2.3€)

(注) グラフの平均実効炭素価格とは、OECDの部門別に出された実効炭素価格を各国の部門別排出量で加重平均して、一国平均の実効炭素価格を求めたもの。

実効炭素価格と炭素生産性の関係に関するOECDの言及

実効炭素価格と炭素生産性の関係について、OECDは以下のように言及。

OECD (2016)

Effective Carbon Rates: Pricing CO2 through Taxes and Emissions Trading Systems

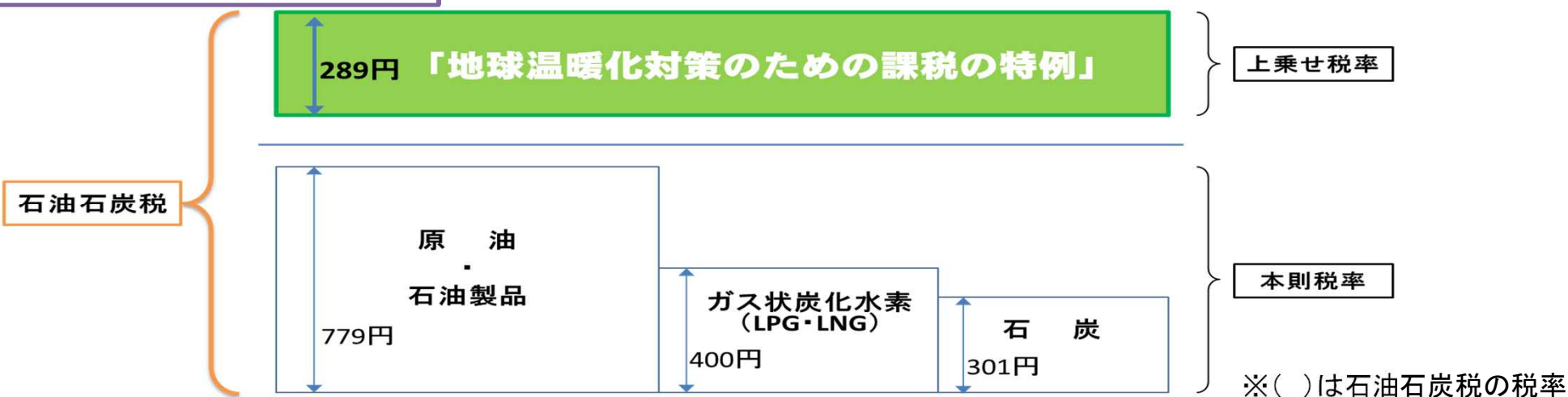
「市場ベースの施策が政治的に極めて困難で、他の効果的な政策が手の届くところにある場合に、より費用効率的でない炭素削減政策を選んでもかまわない。こうした代替的な政策も、コストのかかる削減を誘発するので、炭素に暗示的な価格を付する。しかし、**より高い実効炭素価格※のある国では、より低いGDP当たりの炭素強度**（事務局注：より高い炭素生産性）**が観察されている。**これは、高い価格が低い炭素強度をもたらすという因果関係がある場合において、**非市場ベース手法による暗示的な炭素価格は、それが存在する場合にも、他所における実効的な炭素価格が有するのと同水準の削減をもたらしていないことを示唆している。**気候目標が強く示唆しているように、更なる削減を追求するのであれば、低コスト戦略は、より重要な検討事項となり、市場ベース手法の訴求力は再び増大する。」

※実効炭素価格（Effective Carbon Rates）： OECDは、炭素税、排出量取引制度、エネルギー課税を合計した炭素価格を「実効炭素価格」として、2012年における各国の比較・評価を行っている。なお、我が国の温対税（炭素価格289円/CO2トン）は導入前で含まれていない。

我が国のカーボンプライシング制度：地球温暖化対策のための税

- 全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率(289円/CO₂トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ(平成28年4月に最終段階に到達)
- 石油石炭税の特例として、歳入をエネルギー特会に繰り入れ、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制対策に充当

CO₂排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1～	H26年4/1～	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

(注)例えば、ガソリンの増税分760円を1ℓあたりで換算すると0.76円相当(平成28年4月～)となる。

税 収

H25年度：約900億円 / H26・H27年度：約1,700億円 / H28年度以降(平年)：約2,600億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

地球温暖化対策のための税によるCO₂削減効果

○ 価格効果・財源効果を合わせたエネルギー起源CO₂の削減効果は、2013年排出量比で2030年に ▲4.4% (約5.4千万トンのCO₂削減)が見込まれる。

地球温暖化対策のための税によるCO₂削減効果の推計

	2030年
価格効果	242万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の0.2%に相当)
財源効果	5,166万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の4.2%に相当)
計	5,408万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の4.4%に相当)

財源効果に含まれていない要素

- 行政事業レビューからCO₂削減量を把握できない事業
- 技術開発関係事業
- 国際関係事業

注1 2013年度のCO₂排出量は1,235百万トン(日本の約束草案)。

注2 価格効果及び財源効果の他、税導入によるいわゆるアナウンスメント効果なども期待されるが今回の推計には含まれていない。

注3 表中の数字の合計は有効数字の関係から必ずしも総数と一致しない。

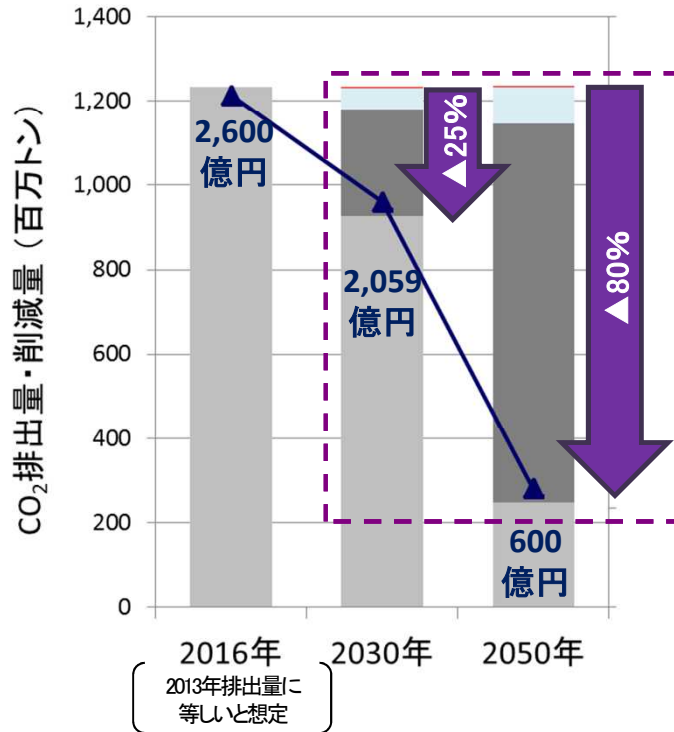
地球温暖化対策の効果の長期的目標への寄与

○ 温対税には一定のCO2削減効果があると言える一方で、CO2削減に伴う税収減少によって、長期的には効果は減衰。

○ 温対税の効果のほとんどは財源効果であり、価格効果は極めて小さい。

* なお、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)においては、「政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。」とされ、温対税を含む各施策について評価・見直しが行われることとなっている。

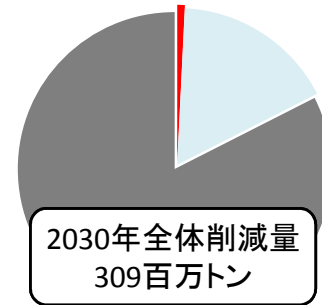
■ 温対税の価格効果 ■ 温対税の財源効果
■ それ以外の削減量 ■ エネ起CO2排出量
▲ 温対税税収



2030年

■ 温対税の価格効果
2.42百万トン (2030年全体削減量の0.8%)
■ 温対税の財源効果
51.7百万トン (2030年全体削減量の16.7%)

合計54.1百万トン (2030年全体削減量の17.5%)

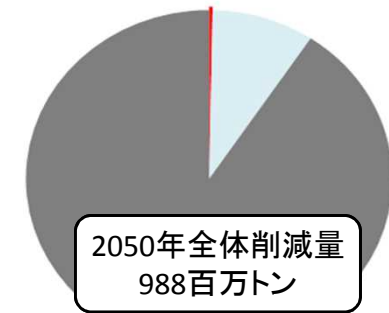


エネルギー起源CO₂の排出量を
2013年比▲25%※1とするために
必要な削減量

2050年

■ 温対税の価格効果
0.43百万トン (2050年全体削減量の0.0%)
■ 温対税の財源効果
89.6百万トン (2050年全体削減量の9.1%)

合計90.0百万トン (2050年全体削減量の9.1%)



エネルギー起源CO₂の排出量を
2013年比▲80%※2とするために
必要な削減量

※1 長期エネルギー需給見通しにおける想定。 ※2 地球温暖化対策計画を参考に想定。

注1 2050年の価格効果は、2030年と同様の価格弾力性を用いて推計。将来のGDP成長率や原油価格、部門別CO₂排出量構成などの想定は、各種資料を参考に設定した。

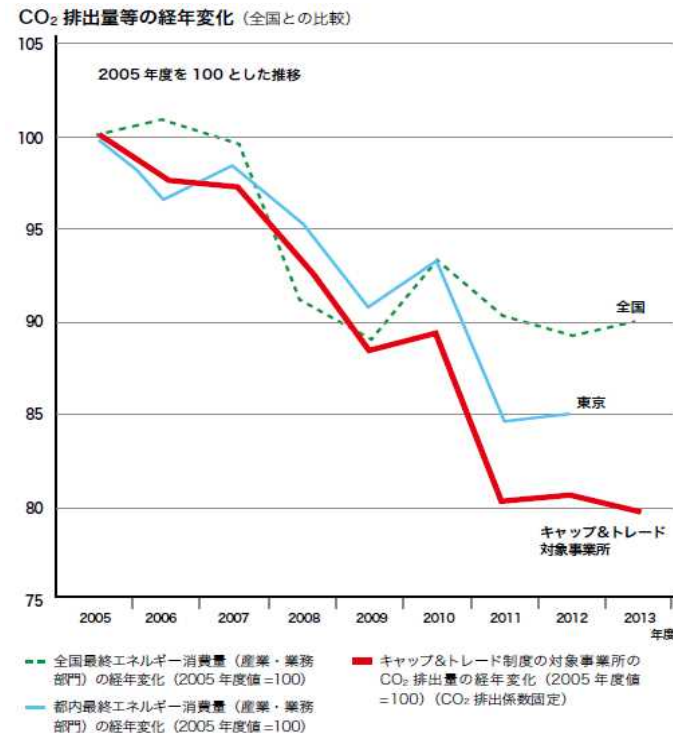
注2 2050年の財源効果は、2030年と同様に行政事業レビューのCO₂削減目標から、各事業の単年削減量を算出し、それらの積み上げにより推計した。

東京都の排出量取引制度（キャップ&トレード制度）の実績

- 東京都は、2010年より、都内大規模事業所に対し、CO2排出量の総量削減を義務付けるとともに、排出量取引により義務履行が可能な制度を導入。
- 東京都では、基準年度※に比して、対象事業所の総床面積が増加する中でも25%の削減を実現した。**

※事業所が選択した平成14年度から平成19年度までのいずれか連続する3か年度の平均値

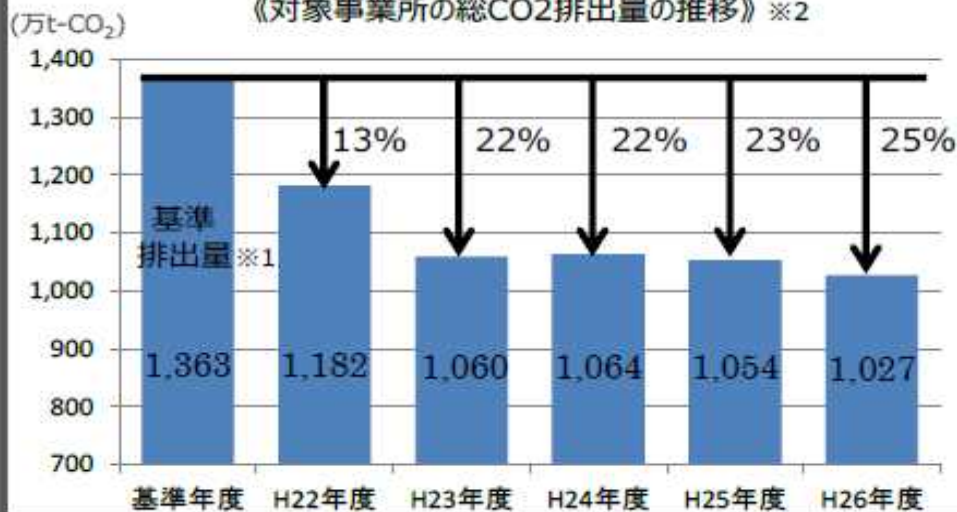
- 制度導入によって経営者の省エネ対策への関心が高まり、省エネコストが投資判断の1つになって設備更新時の高効率機器の採用が促進（7割超の事業所で高効率機器の採用に積極的になっている。）
- 全国平均と比べて大幅な削減を達成しており（右図）、**既存制度に比べてカーボンプライシング制度の有効性が示唆される**（スライド6、7参照）



対象事業所の削減実績

対象事業所の総床面積が増加する中でも25%削減を達成（H26年度実績・基準年度比）

《対象事業所の総CO2排出量の推移》※2



- ✓ 5年間で約1400万トンの排出削減
- 約130万世帯のCO₂排出量（5年分）に相当（都内世帯総数の2割に相当）
- ✓ 全国の削減に比べ高い削減レベルを維持
- ✓ 総床面積は前年度比1%増、基準年度比4%増

※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

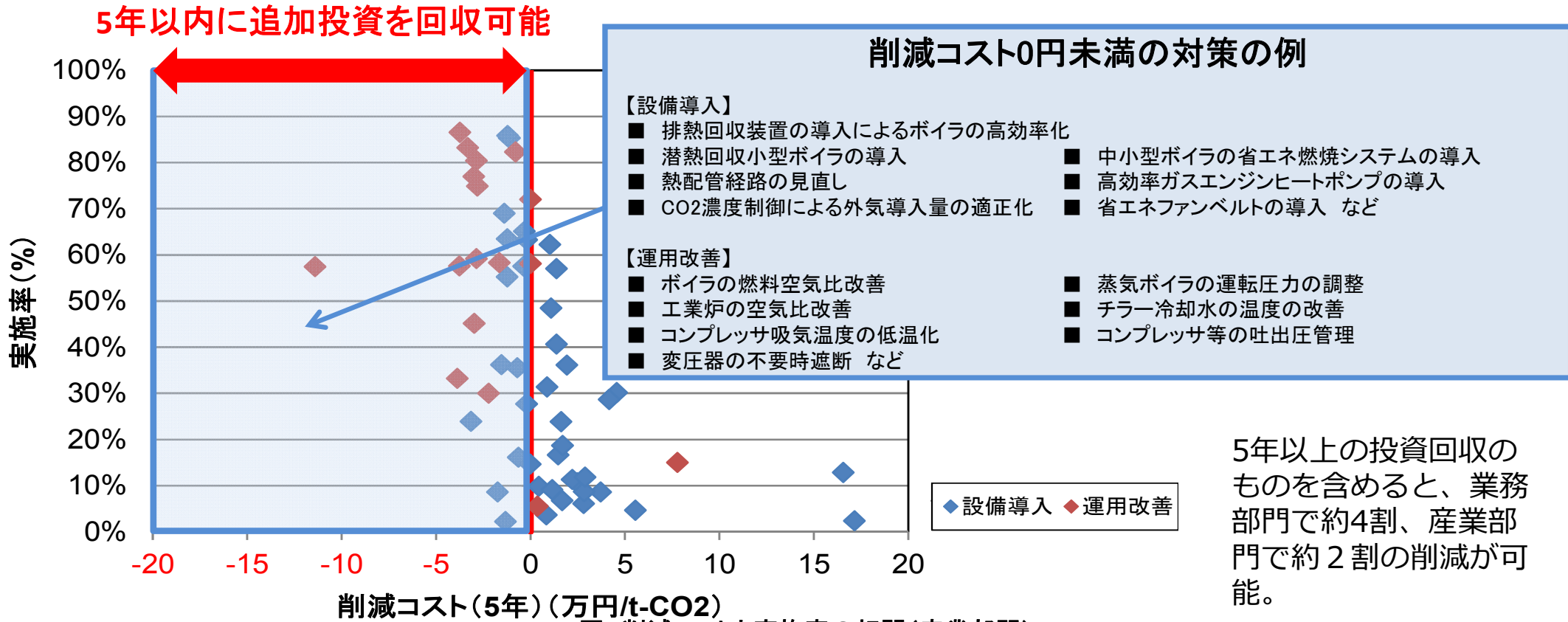
※2 平成28年8月時点での集計値

出所 東京都環境局（2015）東京グリーンビルレポート2015

出所 東京都環境局（2016）「東京都キャップ&トレード制度 全ての対象事業所が第一計画期間のCO2総量削減義務を達成しました」 参考資料

我が国の削減ポテンシャル

- 環境省が平成22年度より実施している「CO2削減ポテンシャル診断事業」（対象は約1400件）によれば、**5年以内に追加投資が回収できるにも関わらず実施率が低い対策も存在し、それら未実施の対策を全て実施した場合、業務部門で約20%、産業部門で約11%の削減が見込まれる。**
- 現行制度で削減を深掘りできる力の実態を示すものの一つと考えられ、排出量取引制度の導入によって東京都において大幅削減が進んだ事実と整合的。



削減コスト(5年) (万円/t-CO2)
 図 削減コストと実施率の相関(産業部門)

注釈) 削減コストとはCO2排出量を1t-CO2削減するのに要するコストであり、ここでは評価期間を5年として以下の式で算出
 削減コスト[円/t-CO2] = (初期コスト追加額 (追加投資額) [円] - 運用コスト削減額[円/年] × 評価期間[年]) ÷ (CO2削減量[t-CO2/年] × 評価期間[年])

出所) 実施率は算定報告公表制度対象事業所を対象に平成27年度に実施したアンケート調査結果、削減コストは平成22～平成26年度CO2削減ポテンシャル診断事業結果より作成

「約束された市場」とカーボンプライシング

まとめ - ゲームチェンジの時代

平成28年8月30日中央環境審議会 地球環境部会 長期
低炭素ビジョン小委員会
(株)三井物産戦略研究所 シニア研究フェロー
本郷尚様 ヒアリング資料より

- COP21パリ合意で何が変わったか
 - ・ 「2度目標と21世紀後半のNet Zero Emission」はゲームチェンジ
- ➔ 炭素価格
- ➔ 「約束された市場」
 - ①省エネと再生可能、②不安定な再生可能 発電の安定化、③低炭素エネルギー
- 炭素価格の活用
 - ・ 経営戦略の指標
- ➔ ①攻め：技術開発目標・投資戦略の再考
 - ②守り：ストレステスト（定量分析）とreputation risk（定性分析）
 - ③排出量取引再考：炭素コストの軽減/最適化の手法（連結ベース、グローバルに）
- ・ 政策手法：補助金の改革
- ➔ ①非効率な補助金廃止（行政コスト）、②Performance baseの補助金へのシフト
- 成長戦略として
 - ・ 金融緩和で刺激されない経済：資金は十分、課題は見えない投資先
 - ・ 財政問題、複雑化した経済・技術：政府の直接コントロールに限界
- ➔ 「約束された市場」が目標に
- ➔ 炭素価格による市場メカニズムを通じて民間投資を誘導
 - ①規制（数値規制、税、排出量取引）、②補助金改革
- ➔ 海外市場と国内市場の一体化

民間は目標が明確で、選択肢が多いほうが良い

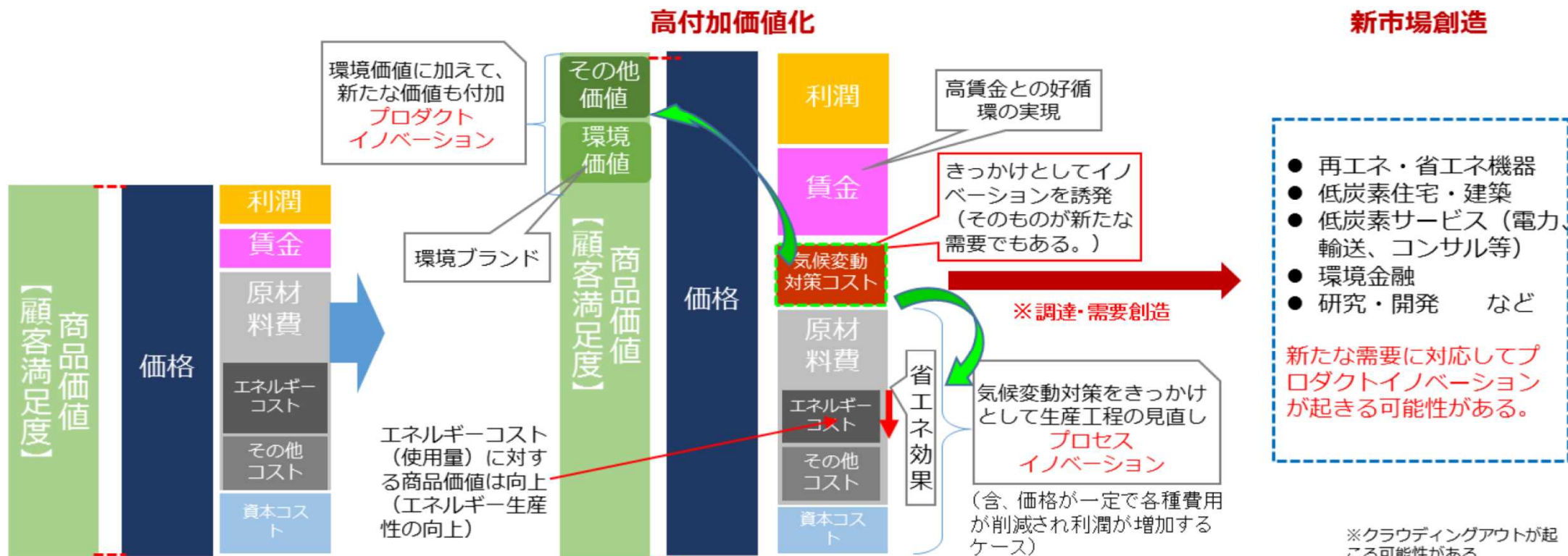
気候変動対策をきっかけとした高付加価値化と新市場創造

「気候変動対策をきっかけとした「グリーン新市場の創造」や「経済の高付加価値化」を導くためには、外部経済である「環境価値」を顕在化・内部化し、財・サービスの価格体系に織り込むことが重要である。また、2050年80%削減の絵姿の実現のためには、社会構造のイノベーションが長期間にわたって連続的に起きる工夫がなされる必要がある。それらを踏まえると、**「環境価値」を内部化しつつ、将来の不確実性にも柔軟に対応できる仕組みとして、2050年80%削減を達成するために人々や企業の活動に十分に影響を与える価格効果を有する本格的なカーボンプライシング（炭素税、賦課金、排出量取引制度などの炭素の価格付けに関する制度）の導入が有効である。」**

気候変動対策をきっかけとした高付加価値化と新市場の創造のイメージ

気候変動対策以前の価値と価格

気候変動対策をきっかけとした高付加価値化と新市場の創造



※気候変動対策コストは、原材料費や資本コストの低減、新たな価値創出のためのコストに影響

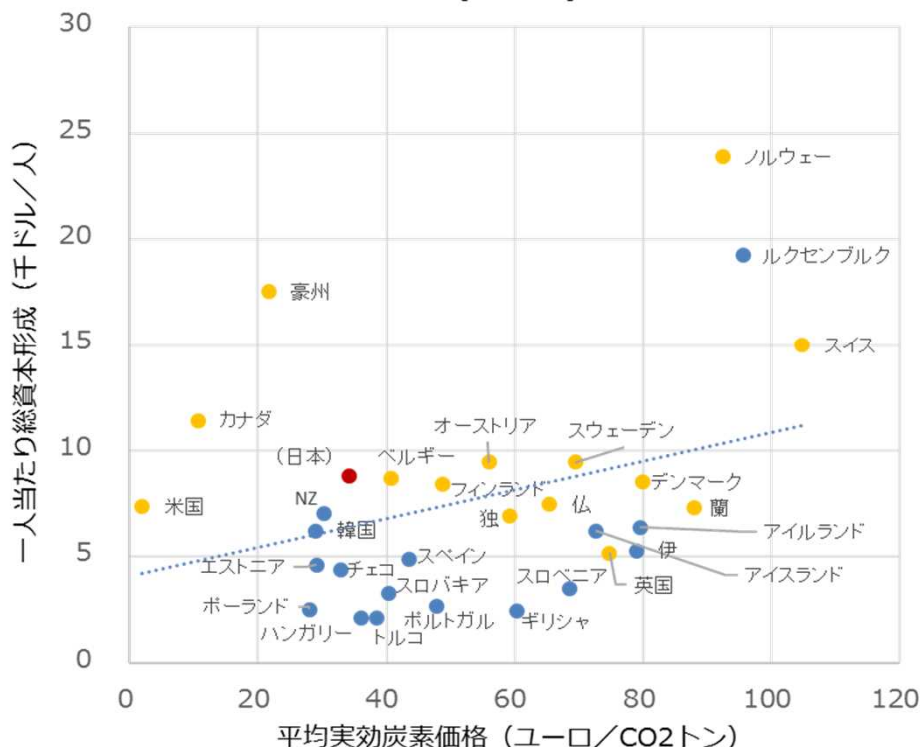
平成28年2月 気候変動長期戦略懇談会提言「温室効果ガスの長期大幅と経済・社会的課題の同時解決に向けて」より抜粋

実効炭素価格と投資・高付加価値化との関係

- **実効炭素価格が高い国は一人当たりの総資本形成（GDPに計上されるいわゆるフローの投資額）が停滞している現象は観察されず、多い国も存在する（左図）。**
- また、実効炭素価格と、一人当たりの総資本形成のうちの知的財産生産物形成（※）との間で正の相関が観察される（右図：因果関係を示しているものではない）。**カーボンプライシングが、イノベーションを促進するとの指摘（G7富山大臣会合コミュニケなど）と矛盾する現象ではないと考えられる。**

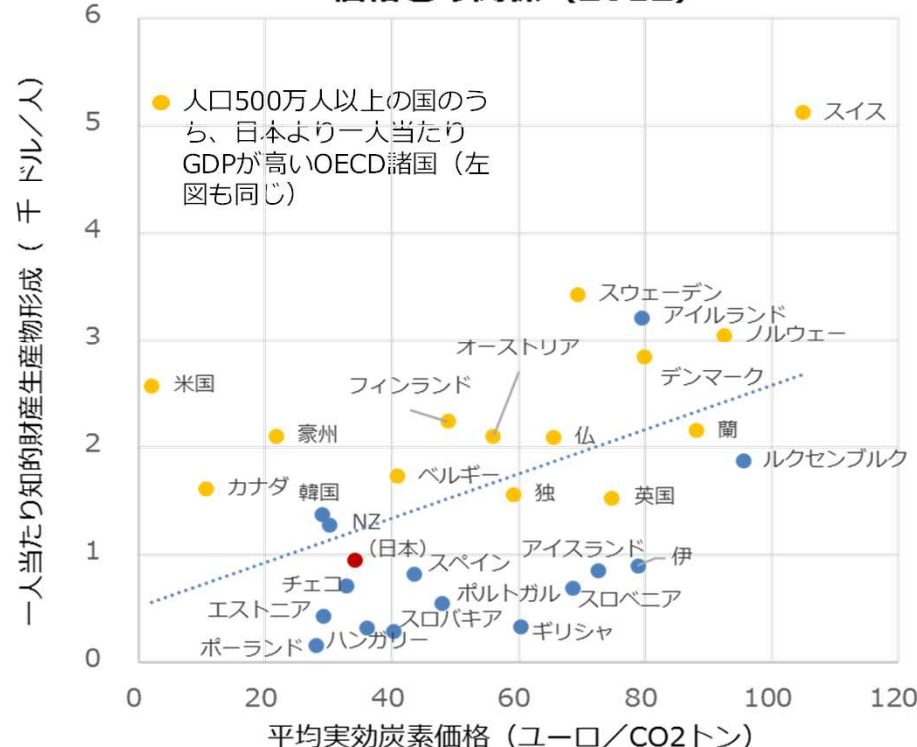
※ 国連のGDP計算の基準であるSNA2008より導入された概念（Intellectual Property Products）。いわゆる「無形資産」のうち、コンピューター・ソフトウェア、娯楽、文芸、芸術作品の原本等に加え、SNA1993では中間消費とされていた「研究開発」を含む資産項目。**近年、この「無形資産」への投資がイノベーションを促進するものとして注目されている（平成28年版労働経済白書など）。**

一人当たり総資本形成と実効炭素価格との関係 (2012)



(注) 日本のGDP統計の2008基準への対応は、2016年12月になされたため、現時点のOECD統計には反映されていない。そのため、日本の総資本形成及び知的財産生産物形成は、2012年段階で総額で17兆円程度少なく見積もられていると考えられる。

一人当たり知的財産生産物形成と平均実効炭素価格との関係 (2012)

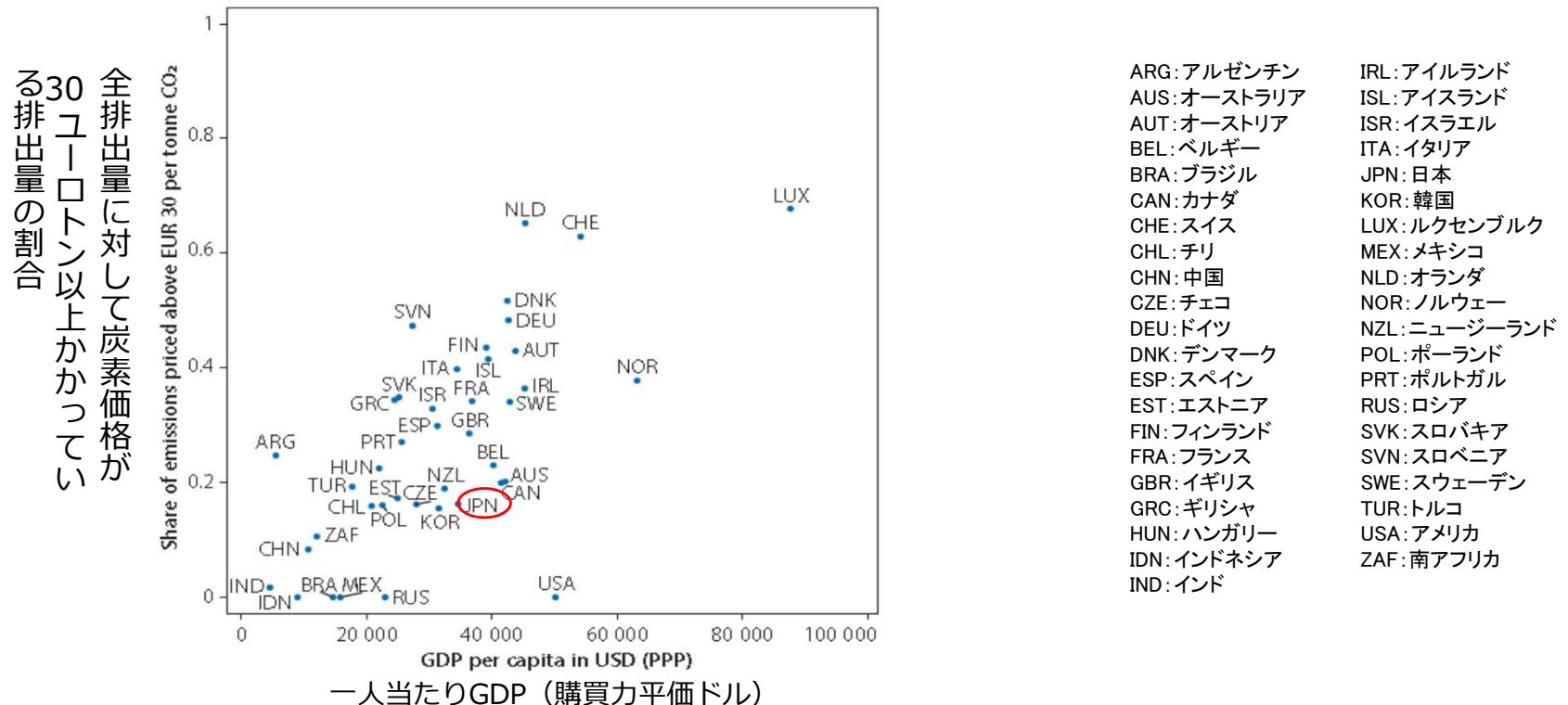


(注) グラフの平均実効炭素価格とは、OECDの部門別に出された実効炭素価格を各国の部門別排出量で加重平均して、一国平均の実効炭素価格を求めたもの。

実効炭素価格と一人当たりGDPとの関係

- OECDの分析によれば、一人当たりGDPが高い国は、全排出量に対して30ユーロ/CO2トン以上（我が国の温対税の10倍以上）の実効炭素価格がかかっている排出量の割合が高い傾向にある。
- この図からは、**実効炭素価格の相当程度の上昇が、マクロ経済に悪影響を与えている現象は確認できず、温室効果ガスの長期大幅削減と経済的課題の同時解決の可能性が示唆される。**

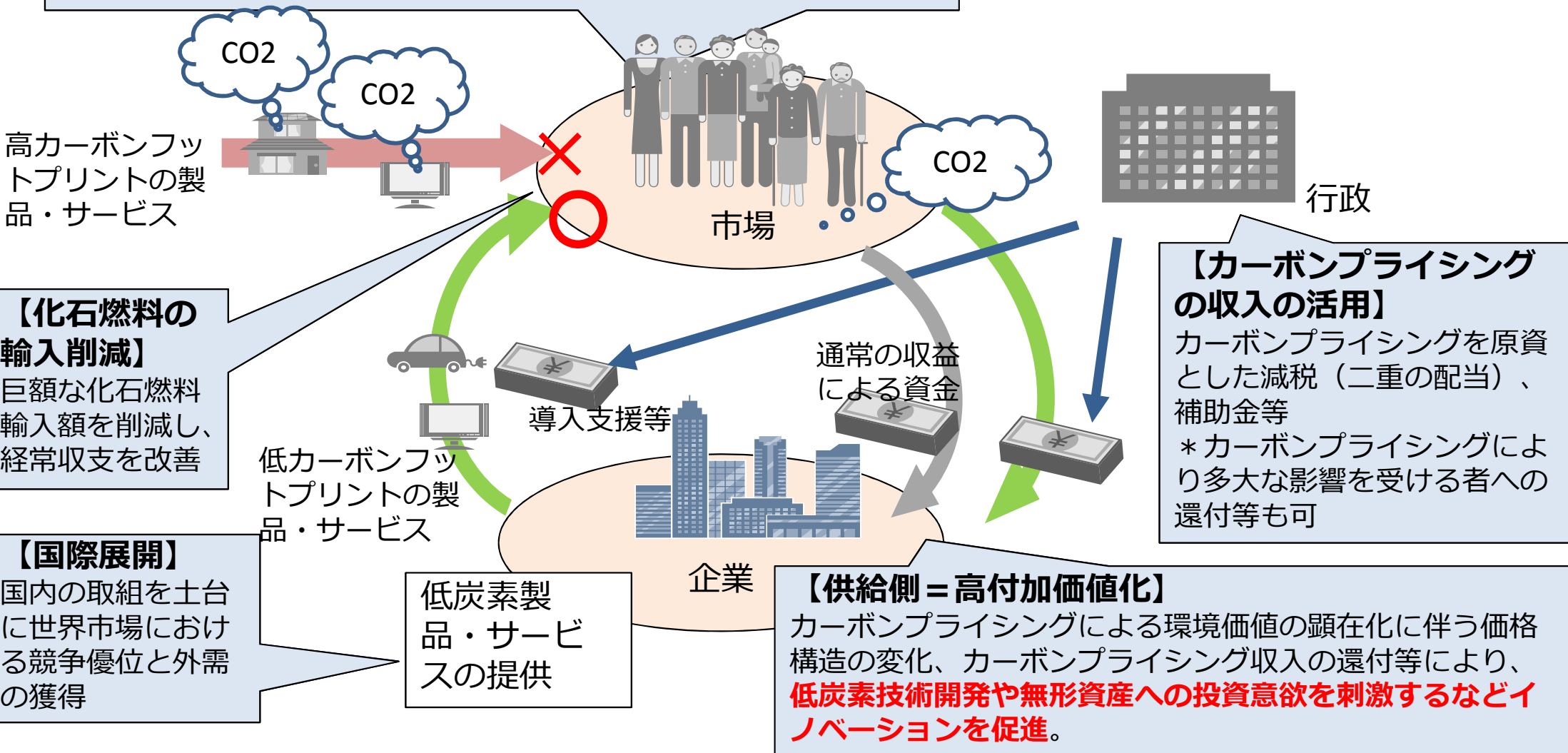
全排出量に対して炭素価格が30ユーロトン以上かかっている排出量の比率と一人当たりGDPとの関係



カーボンプライシングによる同時解決のイメージ

【需要側 = 新市場の創出】

事業者・消費者に対し、カーボンプライシングが長期的に価格シグナルを送ることで、**低炭素技術・サービス、再生可能エネルギー等に対する需要を喚起。**



※カーボンプライシングによるコスト上昇等による負の影響があることにも留意が必要

カーボンプライシングに関する論点①

①カーボンプライシングの効果に関するIPCCの評価

- IPCCは、カーボンプライシングは原理的に費用対効果の高い形で緩和を実現できる手法と明言。
- IPCCは、キャップ・アンド・トレードの短期的な削減効果のみについて限定的としており、キャップ・アンド・トレードによる中長期の削減効果については言及がない。
(※キャップ・アンド・トレード：排出総量を規制（キャップ）し、参加者に自由な取引を認める排出量取引の枠組みの一つ。)
- 短期的な削減効果が限られているというのも、「キャップが緩い」又は「排出抑制的なキャップであると証明されなかったため」という理由であり、適切な水準のキャップを設定した場合の効果についての言及はない。
- IPCCは、さらに、炭素税やエネルギー税は、排出量とGDPの相関を弱めることに寄与したと評価している。

(参考) IPCC第5次評価報告書 統合報告書 政策決定者向け要約 (抄)

「原理的には、キャップ・アンド・トレード制度や炭素税を含む炭素価格を設定するメカニズムにより、費用対効果の高い形で緩和を実現できるが、制度設計に加えて国情等のために、効果には差がある形で実施されてきた。キャップ・アンド・トレード制度の短期的効果は、キャップが緩いか排出を抑制することが証明されなかったため、限られたものになっている（証拠が限定的、見解一致度が中程度）。いくつかの国では、温室効果ガスの排出削減に特に狙いを定めた税ベースの政策が、技術や他の政策と組み合わせたり、温室効果ガス排出とGDPの相関を弱めることに寄与してきた（確信度が高い）。さらに、多くの国において、燃料税は（必ずしも緩和目的で設計されたものではないにしても）部門別の炭素税と同様の効果をもつ。」

In principle, mechanisms that set a carbon price, including cap and trade systems and carbon taxes, can achieve mitigation in a cost-effective way but have been implemented with diverse effects due in part to national circumstances as well as policy design. The short-run effects of cap and trade systems have been limited as a result of loose caps or caps that have not proved to be constraining (limited evidence, medium agreement). In some countries, tax-based policies specifically aimed at reducing GHG emissions—alongside technology and other policies—have helped to weaken the link between GHG emissions and GDP (high confidence). In addition, in a large group of countries, fuel taxes (although not necessarily designed for the purpose of mitigation) have had effects that are akin to sectoral carbon taxes. {4.4.2.2}

カーボンプライシングに関する論点②

②カーボンプライシングに係る諸外国の動向の評価

- 世界銀行は、カーボンプライシングは近年著しく拡大しているが、政治的支持を得るため低い炭素価格が導入されている場合もあり、効果達成に関してはまだ初期段階であるものの、枠組みの導入は、将来の野心度や効果拡大の土台となる最初のステップである、としている（世界銀行（2016）State and Trends of Carbon Pricing）。
- **EUでは、キャップを超えて排出削減が進んだため排出枠の価格が暴落し、将来にわたって削減努力を促す効果が得られていないという批判等を受け、キャップの強化や、市場安定化リザーブ導入などの改革を実施中。また、ベンチマーク方式の導入やオークション割合を高めるなど公平性を向上させる取組を実施中。**
- ボラティリティ（排出枠の価格変動）については、プライスフロア（下限価格）等の予防措置や、市場操作に対する措置（EU市場乱用防止措置等）により、実需以外の取引の結果生じうる価格変動に対応している。
- **EU-ETSは全体で24%（EU25の発電部門21%）、東京都では25%削減**。米国RGGI（北東部州地域GHGイニシアティブ）、カリフォルニア州でも、設定されたキャップを超えた排出削減を達成。
- **米国RGGI（ETS）やカナダ・ブリティッシュコロンビア州（炭素税）では、CO2削減に加え、制度導入後、他州を上回る経済成長を達成**。

（参考）EU-ETSの制度改革

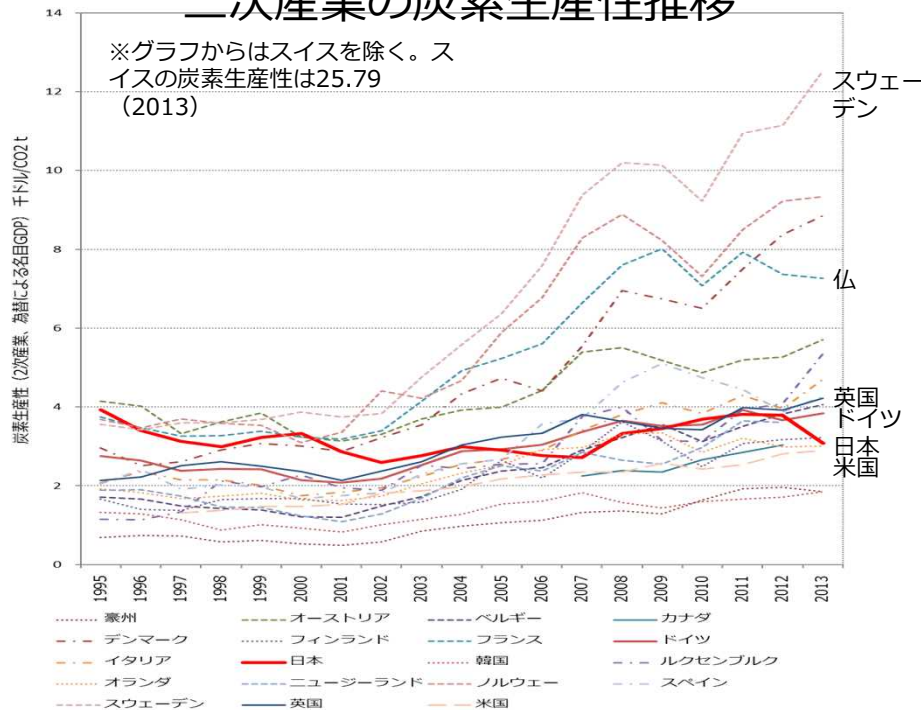
- 2019年1月より、排出枠の需給バランスを調整する新たな制度として、市場安定化リザーブ（Market Stability Reserve）を開始予定。排出枠の余剰時にオークション量から一部を控除し、不足の際はリザーブから放出を行う。また、制度開始に先立ち、2014～2016年にも、オークション量から計9億トンの取り置きを実施。
- 第4フェーズ（2021～2030年）の削減水準の年間減少率を、第3フェーズ（2013～2020年）の1.74%よりも強化（欧州委員会は2015年7月に、2.2%とすることを提案）。欧州議会の環境委員会は2016年12月に、削減率を2.4%にすることで合意。現在議論中。
- 第4フェーズでは、炭素リーケージのリスクの恐れのある業種のリストについて見直しを実施。また昨今の技術進展を考慮し、ベンチマークの値を定期的に更新。

カーボンプライシングに関する論点③

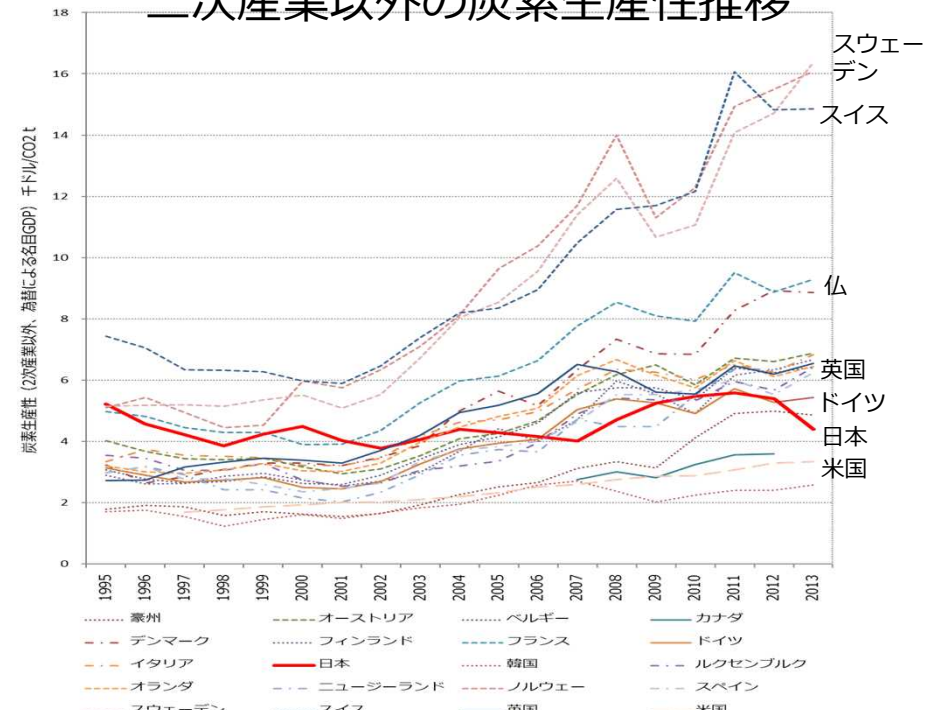
③我が国の限界削減費用・リーケージ

- **我が国の炭素生産性は、過去20年、各国が改善する中、ほぼ横ばい。**
- 限界削減費用は算定の前提条件により大きく異なり、研究結果は、削減費用がマイナスとするもの[※]から極めて高額なものまで、幅がある。
※一方井ら（2008）「環境報告書を用いた温室効果ガスに係る限界削減費用の推定－負の削減費用領域を考慮した分析」
- **実証研究に基づけば、炭素税や排出量取引の導入は、企業が排出コストの安い他国に生産や投資を移転させ、そこでのCO2排出を増やすという現象（炭素リーケージ）を大規模にもたらしていない。** **リーケージのリスクは、排出量取引における無償割当、免税、割引、国境調整措置等の制度設計や、金融支援等の補完措置によって、実効的に対応可能**である（世界銀行（2015）State and Trends of Carbon Pricing 2015）。

二次産業の炭素生産性推移



二次産業以外の炭素生産性推移



カーボンプライシングに関する論点④

④イノベーションと環境規制の関係

- **イノベーションの促進策には、供給側と需要側の大きく2つの方法があるが、普及段階のものには需要側の政策（カーボンプライシングなど）が有効である。**（IEA（2015）Energy Technology Perspectives 2015）
 - CO2や他の温室効果ガスに明示的な価格を付与する政策メカニズムは、高効率な技術のイノベーションに効果的である。（OECD（2013）Climate and carbon: Aligning prices and policies）
 - 環境規制が厳しい国でTFP（全要素生産性[※]）上昇率が高い傾向がある。少なくとも環境規制が強いことがマクロ的な生産性の上昇を大きく阻害したという事例は、2000年代の先進国では見出せない（平成22年度年次経済財政報告—需要の創造による成長力の強化）。
- ※ 経済学においては、生産を行う場合に必要なもの（生産要素）として資本と労働を考える。通常、生産するために投入する資本や労働が増加すればそれとともに生産も増加すると考えられる。しかし、生産要素の投入を増加させなくても生産が増加することがある。例えば、技術進歩が起きると、それ以前と同じ生産要素の投入量でより多くの生産を行うことができる。このように、資本と労働の増加によらない生産の増加を表すものは全要素生産性（Total Factor Productivity：TFP）と呼ばれる。TFPは、具体的には、技術進歩、効率化などを表すと考えられる。
- 環境規制はイノベーションを促進し、競争力に対して大きな悪影響を与えることはないという「弱いポーター仮説」の明確な実証がある。（世界銀行（2015）State and Trends of Carbon Pricing 2015）

(参考)

国内外のカーボンプライシングの動向

- 1. 炭素税について (スライド22-30)**
- 2. 排出量取引について (スライド31-43)**
- 3. 民間企業の動向について (スライド44-47)**

主な炭素税導入国の制度概要

(2017年1月時点)

国名	導入年	税率 (円/tCO ₂)	税収規模 (億円[年])	財源	税収使途	減免措置
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
フィンランド (炭素税)	1990	7,640 (58EUR) (暖房用) 8,170 (62EUR) (輸送用)	1,624 [2016年]	一般会計	・所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減	・EU-ETS対象企業は免税 ・産業用電力・CHPは減税、エネルギー集約型産業・農業に対し還付措置
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	15,670(119EUR) (標準税率) 12,640(96EUR) (産業用)	3,214 [2016年]	一般会計	・法人税の引下げ(税収中立)	・EU-ETS対象企業・CHPは免税 ・産業・農業の税率は本則税率の60%
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	3,050 (172.4DKK)	654 [2016年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・EU-ETS対象企業は免税
スイス (CO ₂ 税)	2008	9,860 (84CHF)	970 [2015年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残りの2/3程度は国民・企業へ還流	・国内ETSに参加企業は免税 ・政府との排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は免税
アイルランド (炭素税)	2010	2,630 (20EUR)	552 [2015年]	一般会計	・赤字補填(財政健全化に寄与)	・EU-ETS対象企業は免税 ・農業に使用される軽油は減税
フランス (炭素税)	2014	4,020 (30.5EUR)	7,902 [2016年]	一般会計/ 特別会計	・一般会計から競争力・雇用税額控除、交通インフラ資金調達庁の一部、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当	・EU-ETS対象企業は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	900 (6.85EUR)	125 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定) ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当	・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,730 (30CAD)	1,105 [2015年]	一般会計	・他税(法人税等)の減税により納税者に還付	・越境輸送に使用される燃料は免税

(出典) 各国政府資料よりみずほ情報総研作成。

(注1) 税率は2017年1月時点。税収は取得可能な直近の値。

(注2) 為替レート: 1CAD=約91円、1CHF=約117円、1EUR=約132円、1DKK=約18円、1SEK=約14円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

フィンランドの炭素税について

- フィンランドは、1990年に世界初の炭素税を導入。1997年及び2011年に実施されたエネルギー税制改革では、所得税の減税や企業の社会保障費削減による税収減の一部を、炭素税収により補填。

フィンランドの炭素税の特徴

概要

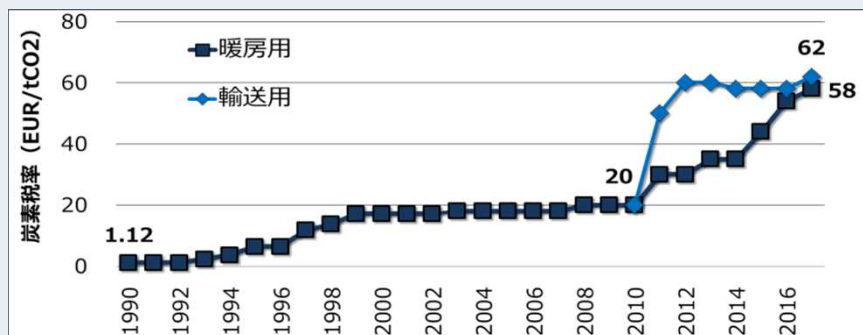
- 1990年に世界初の炭素税を導入。
- 現在54EUR(暖房用)～58EUR(輸送用)/tCO₂で導入時(1.12EUR/tCO₂)の約50倍の税率。
- 1997年及び2011年にエネルギー税制改革を実施。2011年以降、暖房用燃料と輸送用燃料の税率を分離。

税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2015	2016	2017
炭素税率(暖房用)(EUR/tCO ₂)	44	54	58
炭素税率(輸送用)(EUR/tCO ₂)	58	58	62
ガソリン(c/L)	16.25	16.25	17.38
軽油(輸送用)(c/L)	18.61	18.61	19.90
重油(c/kg)	14.25	17.49	18.78
LPG(c/kg)	-	16.32	17.53
天然ガス(EUR/MWh)	8.71	10.69	11.48
石炭(EUR/t)	106.14	130.26	139.91

- 炭素税率の推移



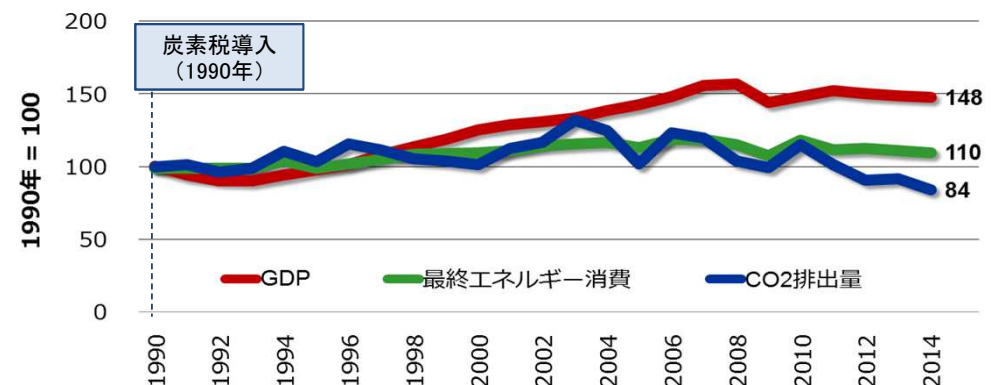
課税対象 優遇措置

- EU-ETS対象企業は免税。
- 産業用電力・CHPは減税、エネルギー集約型産業・農業に対し還付措置。バイオ燃料に対してはバイオ燃料含有割合に応じて減税。

税収用途

- 一般会計。1997年及び2011年にエネルギー税制改革を実施。所得税の減税や、企業の社会保障費削減による税収減の一部を、炭素税収により補填。
- (税収額)2014年:1,051百万EUR、2015年:1,119百万EUR。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート:1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)フィンランド財務省, 2013, TAXATION OF PETROLEUM PRODUCTS AND VEHICLES IN FINLAND、Energy prices 3rd Quarter 2016, Appendix table 1(Official Statistics of Finlandウェブサイト)、IEEP, 2013, EVALUATION OF ENVIRONMENTAL TAX REFORMS: INTERNATIONAL EXPERIENCES.

スウェーデンの炭素税について

- スウェーデンは、1991年に炭素税の導入及び法人税の大幅減税を行う環境税制改革を実施。
- CO₂排出量の削減とGDP成長の両立を達成し、環境と経済のデカップリングに成功。

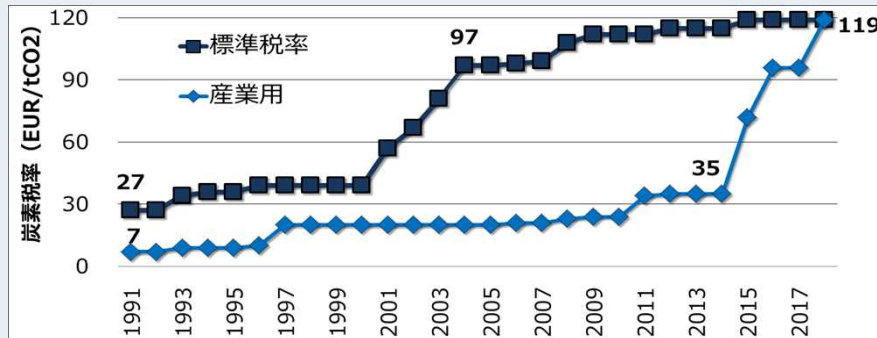
スウェーデンの炭素税の特徴

- 概要**
- 1991年にCO₂税を導入。同年に法人税の大幅減税を伴う環境税制改革を実施。
 - 現在119EUR/tCO₂(標準税率)で世界最高の税率。
 - 導入当初から産業部門に対して軽減税率を適用していたが、2018年に本則税率への一本化を予定。

- 税率**
- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率
※大幅な税率引上げ時を抜粋

税率	1991	2000	2005	2015	2016	2017
炭素税率(標準税率)(EUR/tCO ₂)	27	39	97	119	119	119
炭素税率(産業用)(EUR/tCO ₂)	7	20	20	72	96	119
ガソリン(SEK/l)	0.58	0.86	2.12	2.60	2.59	2.62
軽油(輸送用)(SEK/m ³)	720	1,058	2,609	3,218	3,204	3,237
重油(SEK/m ³)	NA	1,058	2,609	3,218	3,204	3,237
LPG(SEK/t)	NA	NA	1,350	3,385	3,370	3,405
天然ガス(SEK/1000m ³)	535	792	1,954	2,409	2,399	2,424
石炭(SEK/t)	620	920	2,270	2,800	2,788	2,817

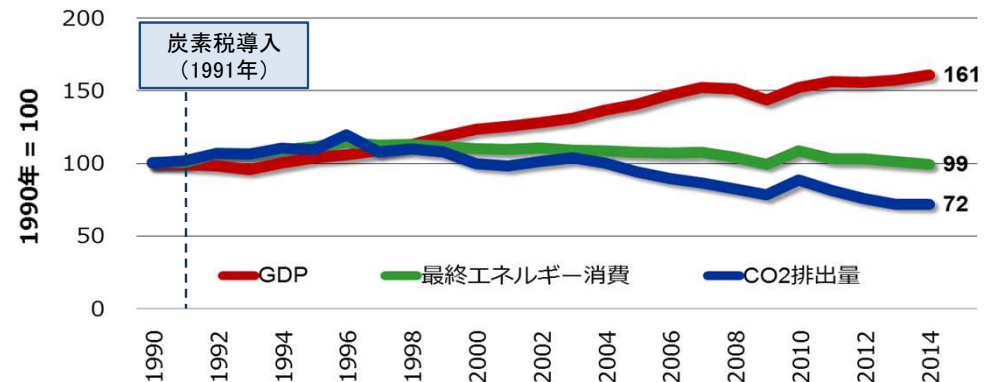
炭素税率の推移



- 課税対象 優遇措置**
- 暖房用及び輸送用の化石燃料。
 - 但し、EU-ETS対象部門、コジェネを伴う発電は免税。産業用の税率(2016年時点で本則税率の80%)は、2018年にかけて段階的に廃止する予定。

- 税率用途**
- 一般会計。炭素税導入と同時期の1991年に、大幅な法人税減税を実施。2001~2004年の税率引上げ時には、低所得者層の所得税率を引下げ。
 - (税収額)2010年:270億SEK、2011年:254億SEK、2012年:253億SEK、2013年:240億SEK、2014年:233億SEK、2015年:246億SEK。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート:1SEK=約14円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)スウェーデン財務省, 2015, Environmental taxes in Sweden, スウェーデン税庁, Taxes in Sweden, 2000年版~2015年版, Skattesatser på bränslen och el under 2017(スウェーデン税庁ウェブサイト)。

デンマークの炭素税について

- デンマークは、1992年にCO₂税を導入。当初産業部門に対して大幅な軽減税率を適用していたが、2010年に税率を一本化。

デンマークの炭素税の特徴

概要

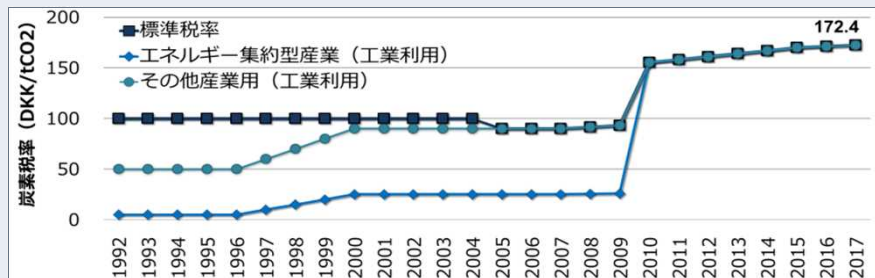
- 1992年に、化石燃料及び廃棄物に課税するCO₂税導入。税率は100DKK/tCO₂（標準税率）。
- 導入当初、産業・工業用途に対して大幅な軽減税率（5DKK/tCO₂）を適用していたが、その後徐々に引上げを行い、2010年に税率を一本化。
- 2010年以降の毎年の税率（引上げ）は、インフレ率に応じて自動的に設定。

税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2015	2016	2017
炭素税率(DKK/tCO ₂)	170.0	171.4	172.4
石炭(DKK/1,000kg)	452.1	455.7	458.4
ガソリン(DKK/1,000L)	408.0	411.0	414.0
軽油(DKK/1,000L)	451.0	455.0	457.0
灯油(DKK/1,000L)	451.0	455.0	457.0
重油(DKK/1,000L)	539.0	543.0	547.0
LPG(DKK/1,000L)	274.0	276.0	278.0
天然ガス(DKK/1,000Nm ³)	384.0	387.0	389.0

- 炭素税率の推移



課税対象 優遇措置

- 化石燃料(石炭、石油、ガス)及び廃棄物の消費に対して課税(電力は除く)。
- EU-ETS対象企業は非課税。

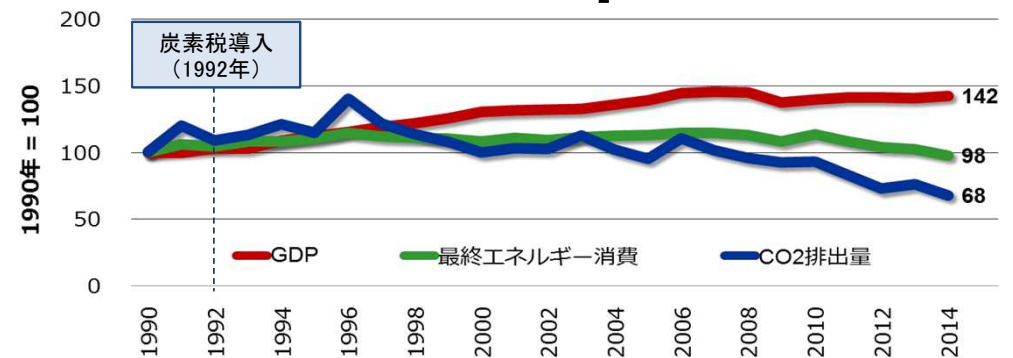
税収使途

- 一般会計に入り、使途の紐づけは行われていない。
- (税収額)2010年:57.6億DKK、2011年:59億DKK、2012年:56.8億DKK、2013年:58.7億DKK、2014年:36.2億DKK、2015年:36.6億DKK、2016年(見込み):37億DKK、2017年(見込み):37億DKK。

その他

- 税とグリーン成長の顕著な実績あり。過去20年でCO₂排出量は減少し、実質GDPは増加(下表)。また、風力発電などのエネルギー関連技術の輸出が全輸出額に占める割合は11%程度(2015年)で、EU最大。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート:1DKK=約18円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)デンマーク税務省, 2016, CO₂ Tax Act/State tax revenue from 2010 to 2017(デンマーク税務庁ウェブサイト)、デンマーク産業連盟, 2016, Environmental taxes in Denmark 等より作成。

スイスの炭素税について

- スイスは、2008年に炭素税(CO₂ levy)を導入。輸送用燃料を除く化石燃料に課税。
- 将来の税率は、過年度の排出実績に基づき決定(2018年の場合、84~120CHF/tCO₂)。

スイスの炭素税の特徴

概要

- 2008年に、CO₂排出削減を目的に、輸送用燃料を除く部門に対して12CHF/tCO₂の炭素税を導入。
- 段階的な引上げを行い、現在の税率(84CHF/tCO₂)は、導入当初の7倍。
- 2014年以降の税率は、過年度の排出実績をもとに算定。

税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2008-2009	2010-2013	2014-2015	2016-2017	2018-2019
炭素税率(CHF/tCO ₂)	12	36	60	84	84~120
石炭(CHF/1,000kg)	31.7	95.1	141.6	198.2	炭素税率に基づき決定
重油(CHF/1,000L)	38.1	114.2	190.2	266.3	
LPG(CHF/1,000L)	18.2	54.6	91.2	127.7	
天然ガス(CHF/1,000kg)	30.7	92.1	153.6	216.7	

- (※) 2018年の税率は2016年の排出実績に基づき定まる。
- 1990年比 73%以下 の場合 : 84CHF/tCO₂ (据え置き)
 - 1990年比 73~76% の場合 : 96CHF/tCO₂
 - 1990年比 76%以上 の場合 : 120CHF/tCO₂

炭素税率の推移



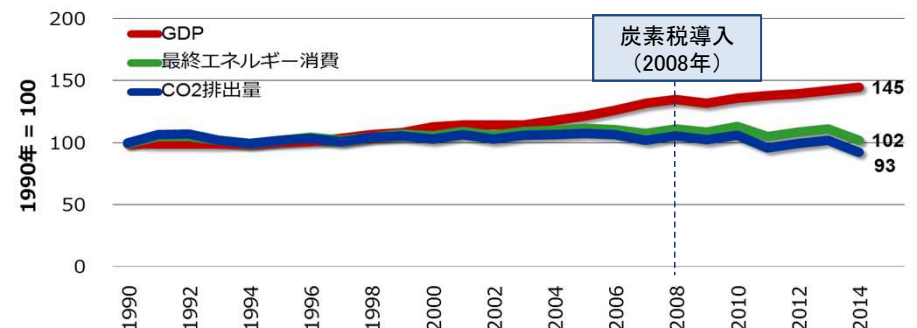
課税対象 優遇措置

- 暖房用及び発電用の化石燃料(石油、天然ガス、石炭、石油コークス、その他化石燃料)。
- エネルギー多消費型産業に2種類の軽減措置:
①免税の上、(大企業)国内ETS参加、(中小企業)法的拘束力のある削減の約束。約2,000社が対象。
②自主協定、目標は自社で設定。約3,000社が対象。

税収使途

- 一般会計に入り、税収相当分を以下に充当:
①建築物改装基金及び一部技術革新ファンド
②健康保険を介して一定額を各国民に還付
③労働者の年金支払額に応じた額を企業に還付
(※) ①が税収の1/3程度、②③が税収の2/3程度
- (税収額) 2012年: 5.52億CHF、2013年: 6.42億CHF、2014年: 7.58億CHF、2015年: 8.27億CHF。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考) 為替レート: 1CHF=約117円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) スイス連邦環境省, 2016, Imposition of the CO₂ levy on thermal fuels (スイス連邦環境省ウェブサイト)、スイス連邦関税局, 2016, Taxes on CO₂ (スイス連邦関税局ウェブサイト)等。

アイルランドの炭素税について

- アイルランドは、経済危機からの再建を目指し、2010年に炭素税を導入。
- 炭素税の税収は一般財源に充当され、2010年以降の財政健全化に寄与した。

アイルランドの炭素税の特徴

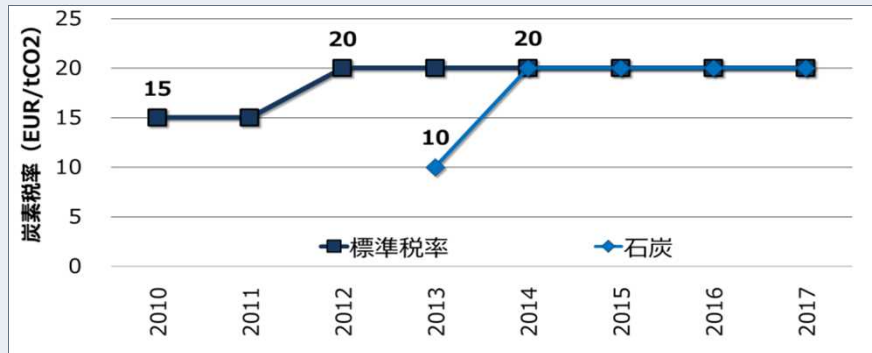
- 概要**
- リーマンショック後の経済危機からの再建を目指し、法人税・所得税以外の税からの税収確保を目的として、2010年に炭素税を導入(石油・天然ガス対象)。
 - その後2013年より石炭への炭素税の課税を開始。

税率

• トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2010-2011	2012	2013	2014-2017
炭素税率(標準税率)(EUR/tCO ₂)	15	20	20	20
炭素税率(石炭)(EUR/tCO ₂)	-	-	10	20
ガソリン(EUR/kl)	34.38	45.87	45.87	45.87
軽油(輸送用)(EUR/kl)	39.98	53.30	53.30	53.30
重油(EUR/kl)	45.95	61.75	61.75	61.75
LPG(EUR/kl)	24.64	32.86	32.86	32.86
天然ガス(EUR/MWh)	3.07	4.10	4.10	4.10
石炭(EUR/t)	-	-	26.33	52.67

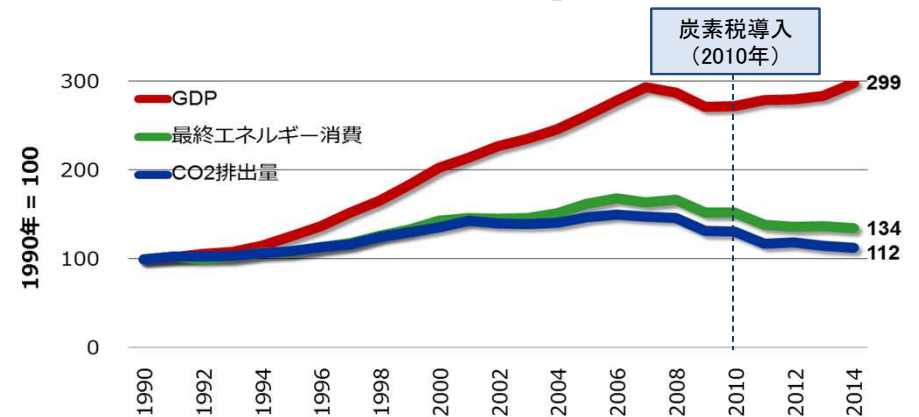
炭素税率の推移



- 課税対象優遇措置**
- 化石燃料消費(上流課税)
 - ETS対象産業、農業用軽油、バイオ燃料(運輸)、GHP(産業・業務)等は免税

- 税収使途**
- 一般会計。財政の健全化に寄与。(政府債務の対GDP比は2006年以降毎年ほぼ倍増していたが、2011年以降の増加率は毎年10%以下に減少。)
 - (税収額)2010年:223百万EUR、2011年:298百万EUR、2012年:354百万EUR、2013年:388百万EUR、2014年:385百万EUR、2015年:419百万EUR。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート:1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)アイルランド財務省, Finance Act 2012~2016、OECD, 2013, IRELAND'S CARBON TAX AND THE FISCAL CRISIS、Revenue Net Receipts by Taxhead(アイルランド税関ウェブサイト)。

フランスの炭素税について

○ フランスは、2014年4月に、化石燃料に係る内国消費税を炭素部分とその他部分に組み替える形で炭素税を導入。税率は段階的に引上げ(2030年にCO₂排出量1トン当たり100ユーロ)。

フランスの炭素税の特徴

概要

- 2013年、国民環境会議及びエコロジー税制専門委員会(CFE)による提言を受け、2014年4月、化石燃料に係る内国消費税(TICPE等)を、炭素税部分とその他部分に組み替える形で炭素税導入。
- 当初税率は7EUR/tCO₂。税収相当分を競争力確保・雇用促進のための税控除等、労働コスト軽減に充当。
- 2015年のエネルギー移行法において、2030年までの税率引上げを発表(100EUR/tCO₂)。

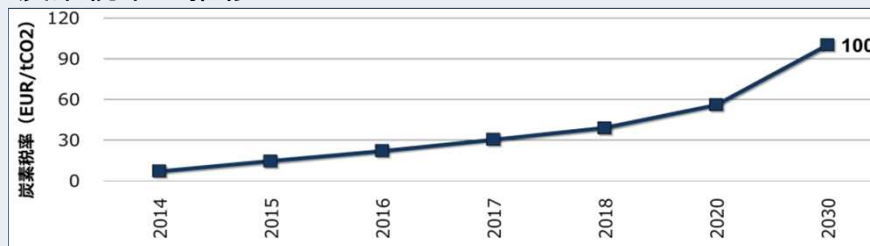
税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2014.3	2014.4	2015.1	2016.1	2017.1
炭素税率(EUR/tCO ₂)	—	7	14.5	22	30.5
ガソリン(EUR/100L)	60.69	60.69	62.41	64.12	65.07
軽油(EUR/100L)	42.84	42.84	46.82	49.81	53.07
重油(EUR/100kg)	1.85	2.19	4.53	6.88	9.54
天然ガス(EUR/100m ³)	0	1.49	3.09	3.99	6.5
石炭(EUR/MWH)	1.19	2.29	4.75	7.21	9.99

(※)[重油・天然ガス・石炭] 2014年に炭素税率相当に税率引上げ。
[その他] 2014年に内国消費税を炭素税部分とその他部分に再編し、税率は据え置き。2015年以降、炭素部分の税率を引上げ。

- 炭素税率の推移



課税対象 優遇措置

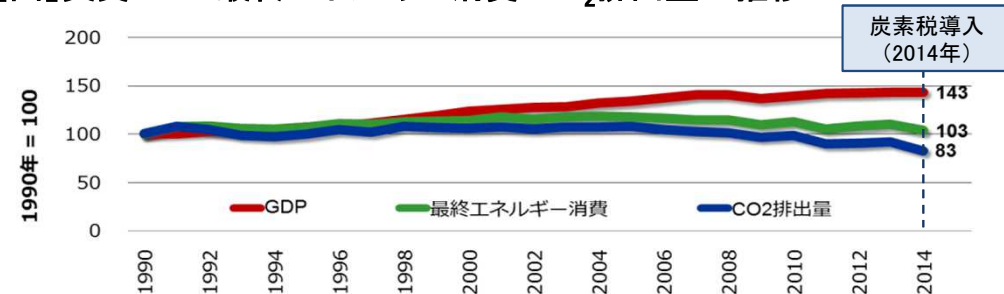
- 化石燃料に課税。但し、バイオ燃料に軽減措置、ジェット燃料、ブタン、プロパンは免税。
- EU-ETS対象企業は非課税。

税収使途

- 炭素税収の多くの部分が、競争力確保・雇用促進のための所得税・法人税控除、交通インフラグリーン化のための資金調達、エネルギー移行に資するプロジェクト等に充当。

2014年 (20億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)
2015年 (40億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)、 交通インフラ資金調達庁(AFITF)(15億EUR)、 その他一般財政支出(5億EUR)
2016年 (60億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)、 交通インフラ資金調達庁(AFITF)(20億EUR)、 その他一般財政支出(17億EUR) (特別会計)エネルギー移行のための特別会計(3億EUR)

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート: 1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)フランス環境・エネルギー・海洋省, 2016, La fiscalité des produits énergétiques applicable en 2016, Assemblée nationale, Projet de loi de finances pour 2014, 2015, 2016 等。

ポルトガルの炭素税について

- ポルトガルでは、2015年にグリーン税制改革の一環として炭素税を導入。
- 税率は、前年度のEU-ETS制度における排出枠価格の年間平均値より決定。

ポルトガルの炭素税の特徴

概要

- 2014年に、炭素税の導入を含む「グリーン税制改革」の実施を決定。2015年1月1日導入。
- 前年度のEU-ETS価格の年間平均値を税率として採用する点が特徴。

税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率
- ※税率は、前年度のEU-ETS価格の年間平均値。
- (例) 2015年の税率は2013年7月1日～2014年6月30日の期間中のEU ETSオークション価格を平均した値。

税率	2015	2016	2017
炭素税率(EUR/tCO ₂)	5.09	6.67	6.85
ガソリン(EUR/1000L)	11.56	15.15	15.56
軽油(EUR/1000L)	12.60	16.51	16.81
天然ガス(EUR/GJ)	0.29	0.37	0.38
LPG(輸送用)(EUR/t)	14.77	19.36	19.88

炭素税率の推移



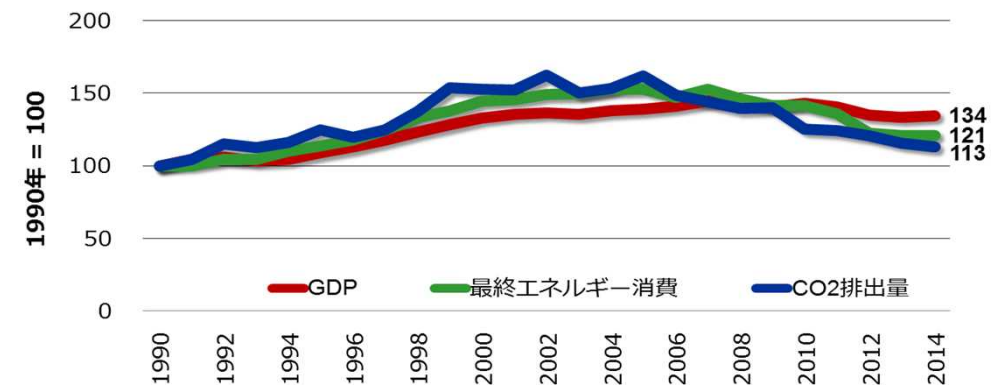
課税対象 優遇措置

- EU-ETS対象部門は免税。

税収使途

- 税収は一般会計に入り、税収相当分を、主に家計の所得税引下げに活用し、一部を電気自動車普及等の環境対策に活用。(予定)
- 環境税制改革の事前評価によれば、2015年の炭素税の税収額は95百万EURの見込み(環境税制改革全体の税収規模は165.5百万EUR)。
- 導入以降は、エネルギー税との合算値のため、炭素税単独の税収額は不明。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート: 1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)ポルトガル財務省, 2017, Ordinance No. 10/2017、ポルトガル税関, 2014, Lei n.º 82-D/2014、ポルトガル環境省, 2014, Reforma Fiscalidade Verde, Green Taxation Reform、ポルトガル環境省, 2015, Green Growth Commitment.

カナダBC州の炭素税について

- 2008年7月、カナダのブリティッシュコロンビア(BC)州は炭素税を導入(北米初)。
- 炭素税の税込相当分の所得税・法人税の引下げを実施、税込中立的な仕組みとなっている。

BC州の炭素税の特徴

概要

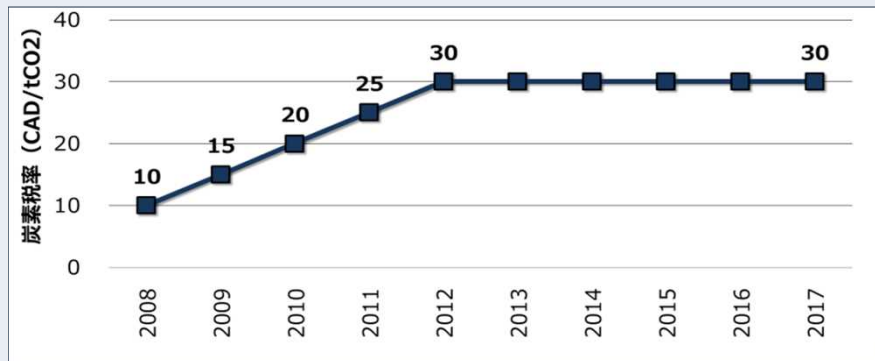
- BC州は2008年7月に北米初の炭素税を導入。導入時に5年先まで年率5CAD/tCO₂の段階的引上げを規定。2012年以降は税率の引上げは行われていない。
- 炭素税込相当分の所得税・法人税減税等を実施。

税率

- トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2008	2009	2010	2011	2012-2017
炭素税率(CAD/tCO ₂)	10	15	20	25	30
ガソリン(c/L)	2.34	3.51	4.45	5.56	6.67
軽油(輸送用)(c/L)	2.69	4.04	5.11	6.39	7.67
重油(c/L)	3.15	4.73	6.30	7.88	9.45
LPG(c/L)	-	-	3.30	4.13	4.95
天然ガス(c/m ³)	1.90	2.85	3.80	4.75	5.70
石炭(低発熱量)(CAD/t)	17.77	26.66	35.54	44.43	53.31

- 炭素税率の推移



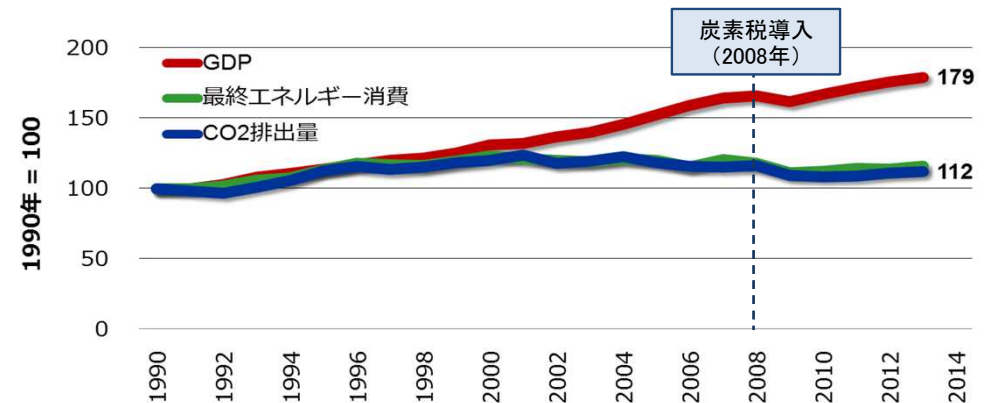
課税対象 優遇措置

- 化石燃料の購入・州内での最終消費に課税。化石燃料の卸売業者より徴税。
- 農業等で使用される一部の軽油等(免税対象であることを示すため着色されている燃料)は免税

税込用途

- 一般会計。税込相当分を所得税・法人税の減税、低所得者への手当に活用(税込中立)
- (税込額)2008年:306百万CAD、2009年:542百万CAD、2010年:741百万CAD、2011年:959百万CAD、2012年:1,120百万CAD、2013年:1,222百万CAD、2014年:1,198百万CAD、2015:1,216百万CAD。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



(出典)BC州政府, Provincial Inventory Archiveより作成。

(参考)為替レート:1CAD=約91円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)BC州財務省, 2014, Tax Bulletin - Tax Rates on Fuels、同, Budget and Fiscal Plan, 2010/11-2012/13版~2016/17-2018/19,版。

主な排出量取引制度の概要

(2017年1月時点)

国・地域	導入年	対象	ガス	削減水準	主な割当方法	オークション収入	価格(円/tCO ₂)
EU	2005	熱入力2万kWh超の燃焼施設(発電等)、産業施設、欧州域内のフライト	CO ₂ 、N ₂ O、PFCs	21%削減(2020年、2005年比)	発電部門は原則オークション、産業部門のうちリーケージのリスクがある業種は無償割当て、それ以外は無償割当の比率を2020年に30%まで減少させる、航空部門は無償割当てが80%超	収入の半分を気候変動対策に利用することが推奨されているが、最終的には各国の裁量	600 (4.6EUR) [2016年12月]
RGGI	2009	設備容量2.5kW以上の発電事業所	CO ₂	78.2百万ショートトンCO ₂ (2020年)	各州の裁量、実態としては各州は排出枠の約9割をオークションによって割当	各州の裁量(主に省エネ、再エネの促進等に使用)	400 (3.6USD) [2016年12月] ※ショートトン当たり
米国 カリフォルニア州	2013	GHG排出量年間2.5万吨以上の事業者	GHG	334.2百万トンCO ₂ e(2020年)	リーケージのリスクがある産業等は無償割当て、それ以外はオークション	主にGHG Reduction Fundに入り、低炭素化プロジェクト等に使用	1,420 (12.7USD) [2016年11月]
カナダケベック州	2013	GHG排出量年間2.5万吨以上の事業者	GHG	54.74百万トンCO ₂ e(2020年)	製造業等は無償割当て、それ以外はオークション又は政府から固定価格で購入	Green Fundに入り、省エネ等に使用	—
カナダオンタリオ州	2017	GHG排出量年間2.5万吨以上の事業者	GHG	125百万トンCO ₂ e(2020年)	製造業、採鉱及び採石、産業用蒸気及び冷暖房供給等は無償割当て、その他はオークション	Greenhouse Gas Reduction Fundに入り、低炭素化プロジェクト等に使用	—
カナダ連邦 (予定)	2018	国内全ての州・準州は、2018年までに炭素税又は排出量取引制度を導入					
中国パイロット (北京市の例)	2013	CO ₂ 排出量年間1万吨以上の事業者	CO ₂	—	全て無償割当て	—	900 (51.4元) [2017年1月]
中国全国(予定)	2017	エネルギー消費量標準炭換算年間1万吨以上の事業者	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆	—	初期は無償割当て、徐々に有償割当の比率を引上げ	国内の排出削減やキャパシティビルディングに使用	—
韓国	2015	年間GHG排出量12.5万吨以上の事業者、2.5万吨以上の事業所を有する事業者	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆	551百万トンCO ₂ (2017年)	全て無償割当て	排出削減設備の導入、省エネ技術の開発等に使用	1,720 (17,130KRW) [2016年12月]
ニュージーランド	2008	森林、液体化石燃料、エネルギー、産業プロセス、合成ガス、廃棄物	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆	総量規制なし	森林、産業プロセスは無償割当てあり、それ以外は有償割当て	—	1,440 (17.4NZD) [2017年1月]
東京都	2010	3年連続で年間原油換算エネルギー消費量1.5千kQ以上の事業所	CO ₂	15%または17%削減(2019年、排出基準年比)	全て無償割当て	—	1,000~2,000 [2016年12月]

(出典) 各国政府資料等よりみずほ情報総研作成。

(注1) 制度はいずれも2017年1月時点。価格は取得可能な直近の値。

(注2) 1ショートトン=約0.91トン。

(注3) 為替レート: 1EUR=約132円、1USD=約112円、1元=約18円、1KRW=0.10円、1NZD=約83円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

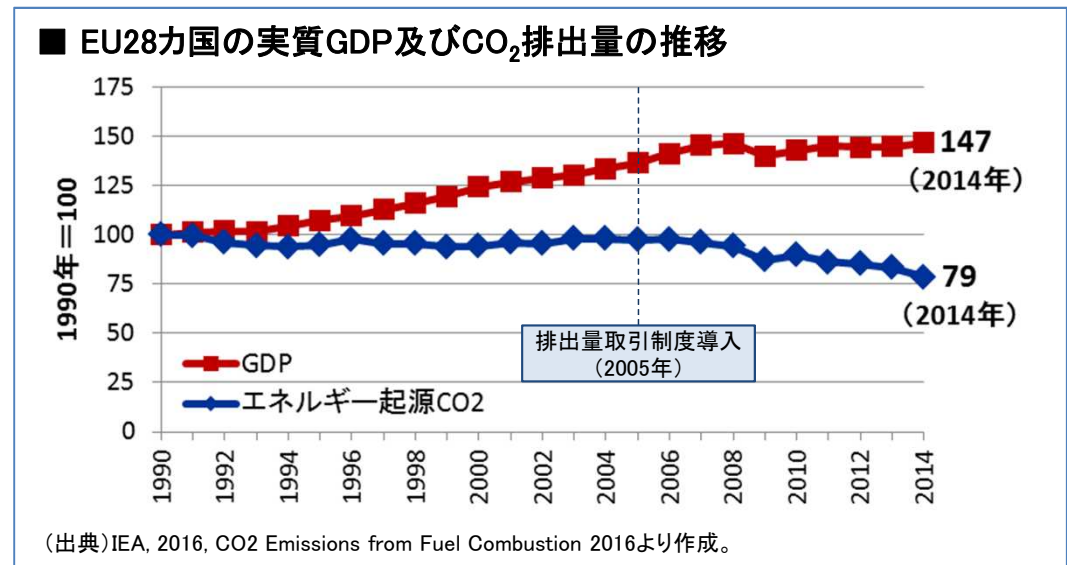
欧州排出量取引制度 (EU-ETS) 1 / 2

- 世界最大の排出量取引制度で、EUの中長期の削減目標達成に向けた主要な施策。現在第3フェーズ。
- 2005年の導入以降、EUのCO2排出量は減少。GDPとCO2のデカップリングが進んでいる。

EU-ETSの制度概要(現行:第3フェーズ)

経緯	<ul style="list-style-type: none"> • 2005～2008年までの第1フェーズ、2008～2012年の第2フェーズを経て、現在2013～2020年の第3フェーズ。対象部門・ガス・国は、開始以降順次拡大。 • 第1・2フェーズでは、各国が割当計画を策定。過去の排出実績に基づくグランドファザリング方式による無償割当が中心。 • 第3フェーズから大きく制度を変更。EU全体で排出枠が設定され、オークションによる有償割当が排出枠全体の半分超。 • 第4フェーズ(2021～2030年)の制度については、現在議論中。
対象	<ul style="list-style-type: none"> • ガス: CO2、N2O、PFCs • 部門: エネルギー、産業等合計11,000の固定施設、航空(欧州域内のフライト、600の航空会社) • カバー率: EU排出量の45% • 地域: 31カ国(EU28カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)、スイスとのリンクについて合意
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> • 固定施設: 2010年の割当総量から毎年1.74%ずつ減少 • 航空部門: 2004～2006年の平均排出実績の95%
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> • 固定施設: 発電部門は原則オークション、その他部門は段階的にオークションの割合を拡大。無償割当はベンチマーク方式。 • 航空部門: ベンチマーク方式による無償割当が80%超。 • 2019年から市場安定化リザーブを運用開始(詳細次ページ)。

柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> • バンキング: 無制限に可能、ボローイング: 可能。 • 京都クレジットは、プロジェクトの種類と利用量に制限。
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> • 半分を気候変動対策に利用することが推奨されているが、最終的には各国の裁量。 例) <u>英国</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スウェーデン</u>は、一般会計。 <u>ドイツ</u>は、省エネ・再エネの促進やエネルギー集約型産業の負担(電力価格の高騰等)の軽減に使用。 <u>フランス</u>は、住宅の省エネ改修費用等に使用。
価格	<ul style="list-style-type: none"> • 4.6EUR/トンCO2e (2016年12月時点、European Energy Exchange)



(出典) 欧州委員会「改正EU-ETS指令」、「EU ETS Handbook」、「Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2003/87/EC」、「Emission Spot Primary Market Auction Report 2016」(European Energy Exchangeウェブサイト)、「EU Emissions Trading System (ETS) data viewer」(欧州環境庁ウェブサイト)、「The EU Emissions Trading System (EU ETS)」(欧州委員会ウェブサイト)、「Environment MEPs for a stronger EU carbon market」(欧州議会ウェブサイト)より作成。

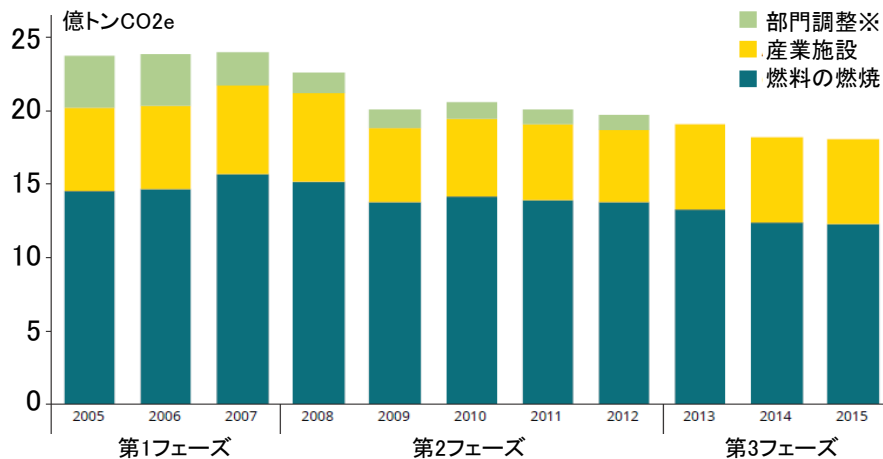
欧州排出量取引制度 (EU-ETS) 2/2

- 対象の固定施設は、2005年の開始から2015年までの間に24%の排出量を削減。
- 排出枠の需給バランスを調整する新制度の導入(2019年～)や、削減水準の強化を計画中。

削減実績

■ EU-ETS対象固定施設のGHG排出量の推移

- 固定施設からの排出量は、2005年の23.8億トンに対し、2015年は、24%少ない18.0億トンであった。
- ほとんどの対象国において、固定施設からの排出量が減少した。
- 発電部門が削減に大きく貢献した。発電量の減少は僅かであったが、主に燃料構成の変化により削減を達成した。
(以上、欧州環境庁)



※ 2005年の制度開始以降、対象部門等が拡大しているため、時系列での比較に適したように、第3フェーズ(2013年～)の対象を、第1・2フェーズ(2005～2012年)に適用した場合の値を示している。

(出典) European Environment Agency (2016)「Trends and projections in the EU ETS in 2016」, p.26より作成。

課題と対応策・今後の方向性

課題①	排出枠需給と価格の安定性の確保 (背景) 経済危機等により排出枠の余剰が発生し、排出枠価格が低迷
対応策 (制度改正状況)	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年1月より、排出枠の需給バランスを調整する新制度、市場安定化リザーブ (Market Stability Reserve) を開始する。排出枠の余剰時にオークション量から一部を控除し、不足の際はリザーブから放出を行う。また、制度開始に先立ち、2014～2016年にも、オークション量から計9億トンの取り置きを実施。 • 第4フェーズ削減水準の年間減少率を、第3フェーズの1.74%よりも強化する。欧州委員会は2015年7月に、2.2%とすることを提案。欧州議会の環境委員会は2016年12月に、削減率を2.4%にすることで合意。現在議論中。
効果・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州環境庁によれば、2014年からの排出枠取り置きを受けて、2015年は余剰排出枠が3億トン減少した。 • 今後の削減目標の強化等により、余剰排出枠が2029年には市場安定化リザーブに全て吸収される見通し。
課題②	産業部門への無償割当の見直し (背景) 一部の業種において、無償割当量が排出量を上回る状況
対応策 (制度改正状況)	<ul style="list-style-type: none"> • 第4フェーズでは、炭素リーケージのリスクのある業種のリストについて見直しを実施。また昨今の技術進展を考慮し、ベンチマークの値を定期的に更新。

米国北東部州地域GHGイニシアチブ(RGGI)排出量取引制度

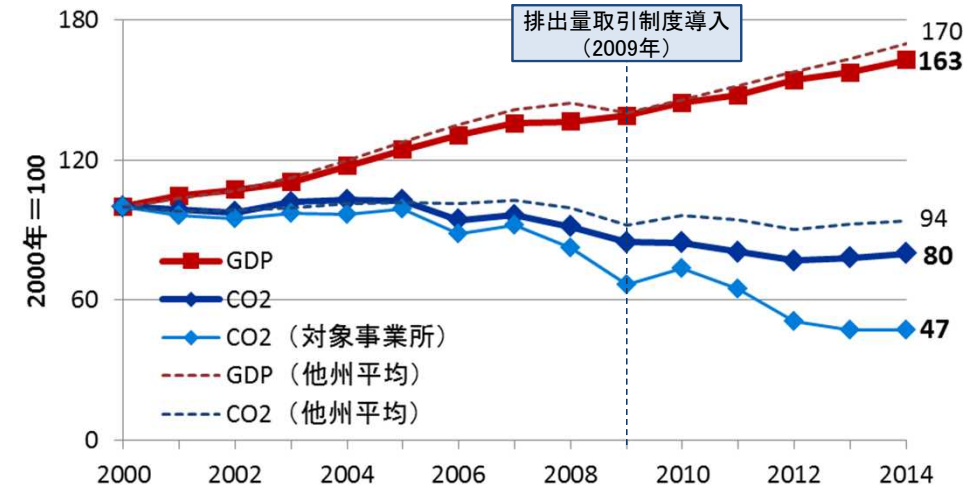
- 米国北東部9州は、2009年に排出量取引制度を導入。制度のレビューを実施することで、排出枠の過剰供給を是正する等、制度を改善しつつ実施。
- 他州の平均を上回るCO2排出削減を実現し、GDPと排出削減のデカップリングに成功している。

RGGI排出量取引制度の特徴(現行:第3フェーズ)

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク州知事の呼び掛けにより、北東部7州が覚書を締結し、北東部地域 GHG イニシアチブ(RGGI)の実施を合意。2008年に作成したモデル規則に基づき、2009年1月1日から排出量取引制度を開始。 ・ 現在の参加州は9州:コネチカット、デラウェア、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ロードアイランド、バーモント(2016年8月時点) ・ 2012年のプログラムレビューの結果、2014年以降の排出枠総量が大幅に下方修正され、排出枠の過剰供給が是正された。
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1遵守期間:2009~2011年 ・ 第2遵守期間:2012~2014年 ・ 第3遵守期間:2015~2017年 ・ 第4遵守期間:2017~2020年
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電部門のCO2排出(設備容量2.5万kW以上の事業所) ・ カバー率:約20%
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3遵守期間(現行):88.7百万ショートトンCO2(2015年)~84.3百万ショートトンCO2(2017年)(年率2.5%減少) ・ (目標削減水準)2020年:78.2百万ショートトンCO2
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各州の裁量。実態として、排出枠の約9割がオークションによって割当てられている。

柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量の3.3%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各州の裁量。共通で定められている4つのカテゴリ(省エネ・再エネ・その他排出削減策・電気消費者への対応)に主に使途されている。
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.55USD/ショートトンCO2(2016年12月7日実施の直近のオークション価格)

■ 実質GDP及びCO2排出量の推移



(注)「他州平均」は、排出量取引制度を実施するRGGIおよびカリフォルニア州を除いた州の平均値。
 (出典)Bureau of Economic Analysis, Annual GDP by State, US Energy Information Administration, State Carbon Dioxide Emissions, RGGI Inc., Reports: Annual Emissionsより作成。

(注1) 1ショートトン=約0.91トン

(出典)RGGI(2005)「Memorandum of Understanding」、RGGI(2012)「Program Review: Summary of Recommendations to Accompany Model Rule Amendments」、「The RGGI CO2 Cap」・「About the Regional Greenhouse Gas Initiative (RGGI)」(RGGI Inc.ウェブサイト)、RGGI(2015)「Investment of RGGI Proceeds through 2013」、ICAP(2016)「USA - Regional Greenhouse Gas Initiative (RGGI)」より作成。

米国カリフォルニア州排出量取引制度

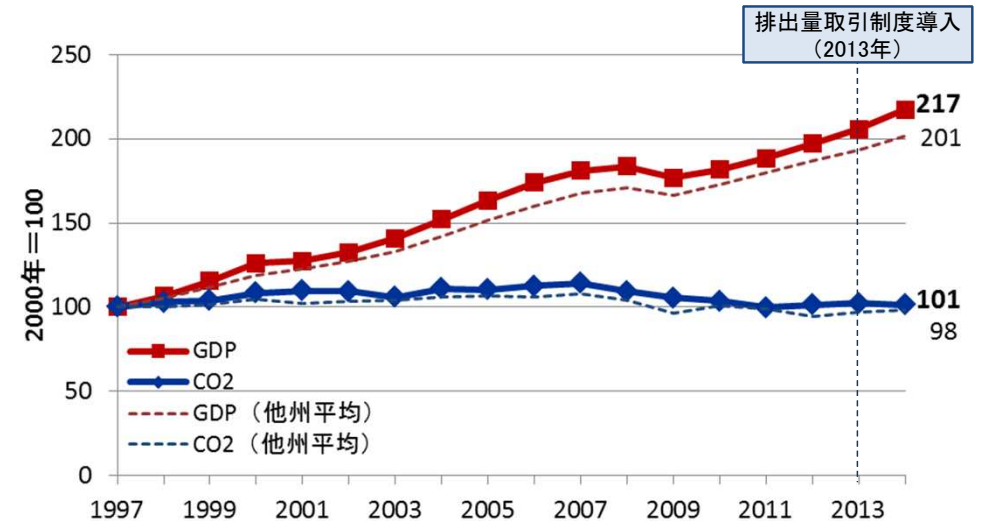
- カリフォルニア州は、2020年の排出削減目標達成に向け、2013年に排出量取引制度を導入。
- 2014年にカナダ・ケベック州とのリンクを開始。

カリフォルニア州排出量取引制度の特徴(現行:第2フェーズ)

経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2006年、カリフォルニア州地球温暖化対策法(通称AB32)が成立、2020年までにGHG排出量を1990年レベルに削減する目標を設定。 2008年、排出量取引制度の実施を含む、AB32の達成に必要な政策手段を記載した気候変動計画(Climature Change Scoping Plan)を発表。 2013年、排出量取引制度を開始。 2014年、<u>カナダのケベック州とリンク開始。</u>
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 第1遵守期間:2013~2014年 第2遵守期間:2015~2017年 第3遵守期間:2018~2020年
対象	<ul style="list-style-type: none"> 部門:発電・産業部門(2013年~)、燃料の供給事業者(2015年~)のうち、GHG年間排出量2.5万トンCO₂e以上の事業者。 ※年間2.5万トンCO₂e以下の事業者による自主的参加も可能。 カバー率:85%
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> 第2遵守期間(現行):394.5百万トンCO₂e(2015年)~370.4百万トンCO₂e(2017年) 目標削減水準:334.2百万トンCO₂e(2020年)
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当:リーケージのリスクにさらされる産業(46種)、電力供給事業者、熱供給・水道事業者、天然ガス供給事業者 オークション(下限価格有り):それ以外

柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> 州政府発行の排出枠のオークション収入は、Greenhouse Gas Reduction Fund(GGRF)に入る。各部門の低炭素化プロジェクト等に使用。
価格	<ul style="list-style-type: none"> 12.73USD/トンCO₂(2016年11月15日実施の直近のオークション価格)

■ 実質GDP及びCO₂排出量の推移



(注)「他州平均」は、排出量取引制度を実施するRGGIおよびカリフォルニア州を除いた州の平均値。
(出典)Bureau of Economic Analysis, Annual GDP by State, US Energy Information Administration, State Carbon Dioxide Emissionsより作成。

カナダ(ケベック州・オンタリオ州・連邦カーボンプライシング提案)

- ケベック州が2013年に排出量取引制度を導入。2017年にオンタリオ州が排出量取引制度を導入。
- 連邦カーボンプライシング提案に基づき、2018年までに全ての州・準州が炭素税又は排出量取引制度を導入。

	ケベック州排出量取引制度	オンタリオ州排出量取引制度	連邦カーボンプライシング提案
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2009年に定めたGHG削減目標(2020年までに1990年比で20%減)を達成するため、2013年に排出量取引制度を導入。 2014年、カリフォルニア州(加州)とリンク開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年に定めたGHG削減目標(2020年までに1990年比で15%減、30年に37%減、50年に80%減)を達成するため、2017年に排出量取引制度を導入。 2018年、ケベック州、加州とリンク開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年3月のVancouver Declarationを踏まえ、連邦政府は2016年10月、連邦カーボンプライシング提案(Pan-Canadian Approach to Pricing Carbon Pollution)を発表。 国内全ての州・準州は、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年までに明示的な価格ベースシステム(炭素税)、又はC&T(排出量取引制度)を導入 ➢ 炭素税の場合、1トンCO₂当たりの炭素価格を少なくとも10CAD(2018年)～50CAD(2022年)に引上げ ➢ 排出量取引制度の場合、(i)連邦GHG削減目標と同等以上の2030年削減目標を制定、(ii)少なくとも2022年までキャップを引下げ(炭素税の下で計算される削減量と同等以上) ➢ 歳入は州・準州に帰属 ➢ 2018年までに制定しない州・準州に対しては、連邦政府バックストップ(炭素税)を適用
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 第1遵守期間:2013年～2014年 第2遵守期間:2015年～2017年 第3遵守期間:2018年～2020年 	<ul style="list-style-type: none"> 第1遵守期間:2017年～2020年 第2遵守期間:2021年～2023年 	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 部門:発電・産業部門(2013年～)、輸送・暖房用燃料の供給事業者(2015年～)のうち、GHG年間排出量2.5万トンCO₂e以上の事業者。 カバー率:85% 	<ul style="list-style-type: none"> 部門:GHG年間排出量2.5万トンCO₂e以上の工場・天然ガス供給事業者、年間200L以上販売する燃料供給事業者、及び電力輸入者。 カバー率:82% 	
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> 第2遵守期間(現行):65百万トンCO₂e(2015年)～61百万トンCO₂e(2017年) 目標削減水準:54.74百万トンCO₂e(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1遵守期間:142百万トンCO₂e(2017年)～125百万トンCO₂e(2020年) 	
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当:製造業、採鉱及び採石、産業用蒸気および冷暖房供給等 オークション(下限価格有り)／政府から排出枠を固定価格で購入:それ以外の部門 	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当:年間2.5万トンCO₂e以上排出する工場 オークション(下限価格有り):それ以外の部門 	
柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能 	
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> Green Fundに入り、2020年目標達成に向けた取組み(省エネ等)に充当。 	<ul style="list-style-type: none"> Greenhouse Gas Reduction Fundに入り、GHG削減策(省エネ等)に充当。 	等

中国排出量取引制度パイロット事業

- 中国では、第12次5カ年計画の市・省別排出削減目標の達成及び全国制度の準備を目的として、2013～2014年にかけて、排出量取引制度のパイロット事業を2省5市（北京市、上海市、広東省、湖北省、深セン市、天津市、重慶市）で開始。

	北京市	上海市	広東省	湖北省	深セン市	天津市	重慶市
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2011年10月、国家発展改革委員会は、炭素排出権取引のモデル都市として2省5市を規定。 2013年6月～2014年6月にかけて、2省5市で排出量取引制度のパイロット事業を開始。 						
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 制度開始時点では2015年までの予定であったが、北京市や上海市を中心に複数の市・省で2016年以降の継続が決定されている。 						
対象ガス	• CO ₂	• CO ₂	• CO ₂	• CO ₂	• CO ₂	• CO ₂	• GHG6ガス
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 【産業・業務部門】 • 5千トンCO₂以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業部門】 • 2万トンCO₂以上 【業務部門】 • 1万トンCO₂以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業部門】 • 2万トンCO₂以上 • エネルギー消費量1万トン標準炭以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業部門】 • エネルギー消費量6万トン標準炭以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業部門】 • 3千トンCO₂以上 【業務部門】 • 床面積1万m²以上の公共ビル等 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業・業務部門】 • 2万トンCO₂以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【産業部門】 • 2万トンCO₂以上
カバー率	• 40%	• 50%	• 55%	• 35%	• 40%	• 60%	• 40%
削減水準 (2015年目標)	• 地域総生産当たり 原単位18%削減	• 地域総生産当たり 原単位19%削減	• 地域総生産当たり 原単位19.5%削減	• 地域総生産当たり 原単位17%削減	• 地域総生産当たり 原単位21%削減	• 地域総生産当たり 原単位19%削減	• 地域総生産当たり 原単位17%削減
割当方法	• 全て無償割当	• 全て無償割当	<ul style="list-style-type: none"> • 割当総量の0.5～3%は有償割当 • 残りは無償割当 	• 全て無償割当	• 全て無償割当	• 全て無償割当	• 事業者の申告に応じて無償割当
柔軟性措置 (国内オフセットクレジット上限)	• 割当量の5%以下	• 割当量の5%以下	• 割当量の10%以下	• 割当量の10%以下	• 割当量の10%未満	• 割当量の10%以下	• 割当量の8%以下
オークション収入	• 明記されていない						
価格 (2017/1/3時点)	• 51.36元/トンCO ₂	• 28.70元/トンCO ₂	• 14.27元/トンCO ₂	• 18.90元/トンCO ₂	• 33.56元/トンCO ₂	• 15.05元/トンCO ₂	• 15.65元/トンCO ₂

(参考) 為替レート: 1RMB=約18円(2014～2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 中国政府(2011)「第12次5カ年計画」、各市・省の人民政府および発展改革委員会の公表資料、各市・省の排出権取引所の公表データ等より作成。

中国全国排出量取引制度

- 中国では、2省5市のパイロット事業の成果を踏まえ、中国全土を対象とした排出量取引制度が2017年中に開始される予定。

中国全国排出量取引制度の概要

経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2014年12月、国家発展改革委員会が、本制度の管理体系を規定する行政法規(炭素排出権取引管理暫定弁法)を制定。 2015年9月、米中首脳声明において、2017年より全国排出量取引制度を開始する旨を公表。 2016年1月、制度の対象(ガス・要件)を設定し、地方政府に対象事業者リストや排出量データ等の提出を求める通知を发出。
期間	<ul style="list-style-type: none"> 2017年中に開始(予定)。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ガス: CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆ 要件: 8業種(石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空)のうち、2013~2015年の任意の年間エネルギー消費量が1万トン標準炭以上の事業者。 カバー率: 不明(総事業者数は約7,000程度、総排出枠は30~50億トンCO₂eとなる見込み)
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方政府の温室効果ガス削減目標、経済成長、産業構造等を総合的に判断し決定。
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 導入初期は無償割当を主とし、段階的に有償割当を導入。
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内の排出削減やキャパシティビルディングの促進に活用。
柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> 導入初期のクレジットは排出割当枠と中国認証排出削減量(CCER)とし、その他の外部クレジットを適時追加。

(参考1) 第13次5カ年計画における温室効果ガス削減目標

- 中国全体: 2020年までにGDP当たりCO₂排出量18%減(2015年比)
- 地方政府: 2020年までの総量削減目標(2015年比)
(発展段階を考慮して設定)

直轄市・省・自治区	削減目標
北京市、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省、広東省	20.5%
福建省、江西省、河南省、湖北省、重慶市、四川省	19.5%
山西省、遼寧省、吉林省、安徽省、湖南省、貴州省雲南省、陝西省	18.0%
内モンゴル、黒龍江省、広西チワン族自治区、甘肅省、寧夏回族自治区	17.0%
海南、チベット、青海、新疆	12.0%

(参考2) 中国認証排出削減量(CCER)について

- 概要: 中国国内の排出削減・吸収活動から生じた削減量をクレジット化したもの。
中国国内外、企業、団体、個人を問わず取引可能。
- 実績: 2016年6月30日時点で725プロジェクトが承認され、うち162プロジェクトで計3,726万トン分のクレジットが発行されている。
- 価格: 2.65USD/トンCO₂(上海環境エネルギー取引所)

韓国排出量取引制度(K-ETS) 1/2

- 韓国は、2015年1月より排出量取引制度を導入。
- 2016年5月の法改正により、制度の管轄を環境部から企画財政部に移管した上で、排出量算定等の実施を産業通商資源部、環境部、国土交通部、農林畜産食品部の4部で行う体制に変更。

韓国排出量取引制度の概要

経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2009年に定めたGHG削減目標(2020年までにBAU比30%減)達成のため、2015年1月に排出量取引制度を導入。 2016年5月、排出量取引制度に関する法律を改正。管轄を環境部から企画財政部へ移管した上で、排出量算定等の実施を部門・業種に応じて4部で行うこととした。 <table border="1" data-bbox="259 759 1077 963"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部門・業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業通商資源部</td> <td>産業部門、発電部門</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>廃棄物部門</td> </tr> <tr> <td>国土交通部</td> <td>輸送部門、建設業</td> </tr> <tr> <td>農林畜産食品部</td> <td>農業部門、食品業</td> </tr> </tbody> </table>	部	部門・業種	産業通商資源部	産業部門、発電部門	環境部	廃棄物部門	国土交通部	輸送部門、建設業	農林畜産食品部	農業部門、食品業	削減水準	<ul style="list-style-type: none"> 遵守期間内の割当総量を固定した上で、期間内の各年の割当量を直線的に減少するように設定。 第1フェーズは年2%ずつ減少(2015年:5.73億トン、2016年:5.62億トン、2017年:5.51億トン)。
部	部門・業種												
産業通商資源部	産業部門、発電部門												
環境部	廃棄物部門												
国土交通部	輸送部門、建設業												
農林畜産食品部	農業部門、食品業												
期間	<ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズ:2015~2017年 第2フェーズ:2018~2020年 第3フェーズ:2021~2025年 	割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当:(第1フェーズ)100%、(第2フェーズ)97%、(第3フェーズ)90%。航空、セメント、石油精製はベンチマーク方式、その他の業種はグランドファザリング方式。 第2フェーズ以降の有償割当の詳細は今後決定(予定)。 										
対象	<ul style="list-style-type: none"> ガス:CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆ 要件:直近3年間の平均CO₂排出量が、以下のどちらかの要件に該当する事業者 <ul style="list-style-type: none"> (i) 12万5千トンCO₂以上の事業者 (ii) 2万5千トンCO₂以上の事業所を有する事業者 カバー率:68% 	柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠の10%を上限として、国内のオフセットクレジット(KCU)の使用を利用可能。 外部クレジットは、第3フェーズ以降において排出枠の50%を上限として、利用可能とする予定。 バンキング:年度、計画期間をまたいで可能。 ボローイング:(第1フェーズ)排出枠の20%、(第2フェーズ以降)排出枠の10%。 										
		オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減設備の導入、省エネ技術の開発、中小企業の支援などに活用。 										
		価格	<ul style="list-style-type: none"> 約17,127KRW/トンCO₂ (2016/12/29時点) 										

(参考)為替レート:100KRW=約10円(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

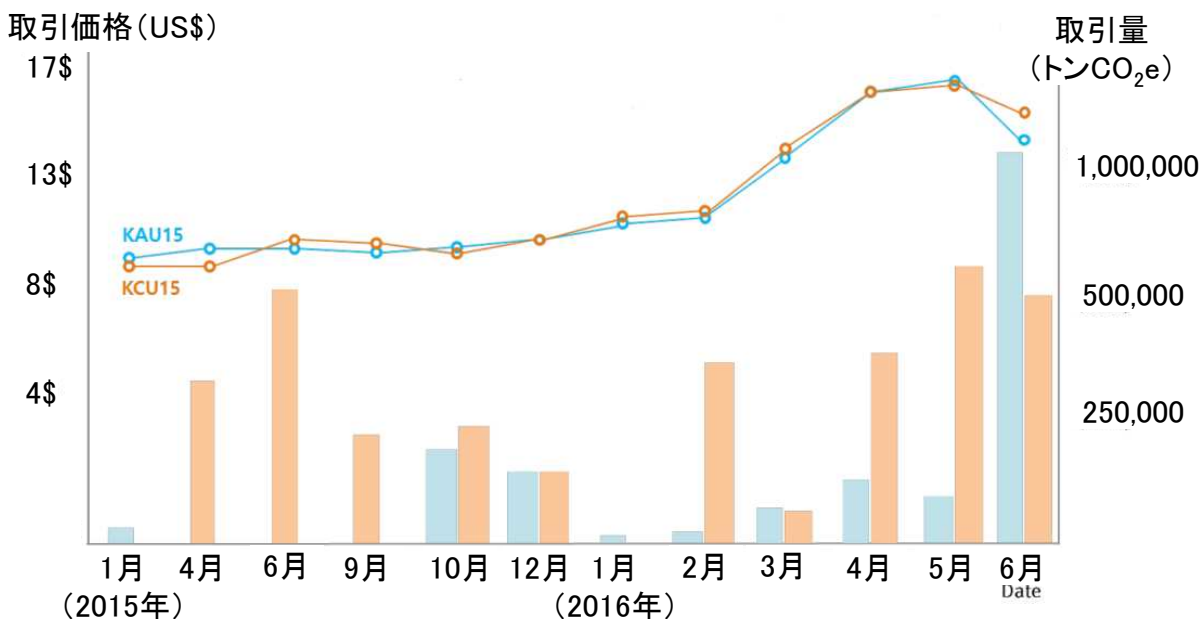
(出典)韓国政府「温室効果ガス排出枠の割当及び取引に関する法律(2016年5月24日改正)」、企画財政部「排出権取引制度基本計画」、韓国取引所公表データ等により作成。

韓国排出量取引制度(K-ETS) 2/2

- 2015年排出枠は、2016年6月末まで取引され、オフセットクレジットを含め取引量は約440万トン。
- 排出枠の供給不足に対し、ボローイングの上限引上げや政府リザーブによる供給等、柔軟性措置を実施。

取引実績

■ 2015年排出枠の月別取引量と月別取引価格の推移



クレジット名(注)	取引量(万トンCO ₂ e)	取引総額(百万ウォン)
KAU	176	28,510
KCU	264	42,770
合計	440	71,280

(出典)IETA「Republic of Korea The World's Carbon Markets: A Case Study Guide for Practitioners (September 2016)」

課題と対応策・今後の方向性

課題

- ・初期割当量を巡り対象事業者243社が異議申立て。一部は行政訴訟に発展。(割当算定の基準となったGHG排出量の将来予測と実績値との乖離等を理由に)
- ・割当量(キャップ)が厳しく、余剰排出枠が少ないため、市場の流動性が低い。
- ・事業者の間では、状況を見極めようとする動きが見られ、取引を行う事業者が少ない。

対応策・今後の方向性

- ・40社の初期割当に対する異議を認め、政府リザーブから670万トンの追加割当を実施。
- ・クレジットの供給不足に対し、様々な柔軟性措置を実施。取引量は増加し、取引価格は比較的高い水準で安定。

年月	柔軟性措置の内容
2016.5	ボローイングの上限を第1フェーズに限り、10%から20%に引上げ。
2016.6	政府リザーブから排出枠を90万トン供給。
2016.10	国内オフセットクレジットを100万トン承認。

- ・2016年7月、EU-ETSと共同プロジェクトを立上げ。第1フェーズの運用や第2フェーズの展開に焦点を当てた取組みを実施予定。

(注)KAU(Korea Allowance Unit)は、K-ETS対象企業に割り当てられた排出枠。KCU(Korea Credit Unit)は、KOC(Korea Offset Credit)から変換されたクレジットであり、対象企業の間でのみ韓国取引所を通じて取引され、各企業は削減目標に適用できる。KOCは、K-ETS対象外の企業も創出可能なオフセットクレジットであり、韓国取引所では取引できず、各企業の削減目標には適用できない。

(出典)韓国政府環境部「온실가스 배출권 670만KAU, 예비분에서 추가적 할당」、韓国取引所「[공지]온실가스 배출권 정부 예비분 공급 공고」、韓国政府企画財政部「온실가스 배출권거래제, 신규 배출권 100만톤 시장에 공급」、韓国政府企画財政部「EU-Korea Emissions Trading System cooperation project launches a series of activities to benefit Korean businesses」、Seonghee Kim(2016)「韓国の排出量取引制度の現状と今後の課題」より作成。

ニュージーランド排出量取引制度 (NZ-ETS)

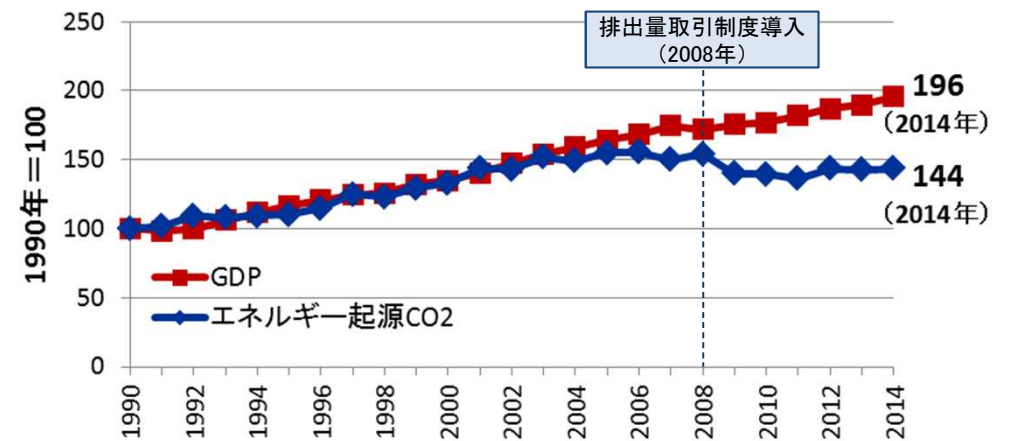
- 2008年制度開始。6ガスを対象とし、農業起源以外のほぼ全てのGHG排出を対象に含める。
- 2030年のGHG削減目標(NDC)を踏まえ、制度改正に向けたレビューを実施中。

NZ-ETSの制度概要

経緯	<ul style="list-style-type: none"> • 2008年に森林部門を対象に排出量取引制度を開始。 • 2010年に液体化石燃料部門、発電部門、産業プロセス部門、2013年に合成ガス部門、廃棄物部門を対象に追加。これらの部門はETS参加前に、排出量報告義務を負う期間を経ている。 • 2030年のGHG削減目標を踏まえ、制度改正に向けたレビューを2015～2016年に実施。2017年半ばに方針決定の見通し。
対象	<ul style="list-style-type: none"> • ガス: CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆ • 義務的参加者: 森林(1989年以前)、液体化石燃料、発電、産業プロセス、合成ガス、廃棄物 • 自主的参加者: 森林(1990年以前)、義務的参加者から化石燃料を購入する事業者等 • カバー率: 52% (排出量報告義務を負う農業部門を含めると98%)
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> • 総量規制がなされておらず、排出に応じた排出枠の償却が求められているのみ。実施中のレビューにおいて、総量規制の導入について検討中。
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> • 炭素リーケージの恐れのある産業部門に対し、ベンチマーク方式で無償割当を設定。森林部門にも無償割当。 • オークションを通じた割当は行われていないが、レビューにおいて、実施を検討中。 • 固定価格(25NZD/トンCO₂e)において排出枠購入可能。

柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> • バンキング: 可能、ボローイング: 不可 • 京都クレジットによる償却が認められていたが、2015年7月より禁止。 • 排出枠償却義務の半減措置が実施されていたが、2017年から2019年にかけて段階的に廃止。
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> • 現在オークションは実施されていない。
価格	<ul style="list-style-type: none"> • 17.4NZD/トンCO₂e(2017年1月時点、omf marketsデータ)

■ ニュージーランドの実質GDP及びCO₂排出量の推移



(出典)IEA, 2016, CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

(参考)為替レート: 1NZD=約83円(2014～2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)「Climate Change Response (Emissions Trading and Other Matters) Amendment Act 2012」、NZ環境省(2015)「New Zealand Emissions Trading Scheme Review 2015/16」、"About the New Zealand Emissions Trading Scheme review 2015/16" (NZ環境省ウェブサイト)、NZ環境保護庁(2015)「2015 Emissions Trading Scheme Report」、omf marketsウェブサイトより作成。

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 1/2

- 東京都は、2010年4月より排出量取引制度を導入。事業所自らの省エネ対策での排出削減を第一として、排出量取引を総量削減義務の補完的手段と位置付けている。
- 第一計画期間(2010～2014年度)では、全対象事業所が総量削減義務を遵守。

東京都排出量取引制度の概要

経緯	<ul style="list-style-type: none"> 2008年6月、環境確保条例改正案が東京都議会にて可決。2010年4月より制度開始。 2015年4月より第二計画期間に移行。 2016年9月末、第一計画期間の義務履行の期限を迎え、全対象事業所が総量削減義務を遵守。
期間	<ul style="list-style-type: none"> 第一計画期間: 2010～2014年度 第二計画期間: 2015～2019年度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ガス: 燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂ 要件: 3か年度連続で、燃料、熱、電気の使用量が年間合計1,500kL以上(原油換算)の事業所 カバー率: 都内排出量の約20%
削減水準	<ul style="list-style-type: none"> 第一計画期間: 基準排出量比8%または6%削減 第二計画期間: 基準排出量比17%または15%削減
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 全て無償割当。
オークション収入	<ul style="list-style-type: none"> 無し

柔軟性措置	<ul style="list-style-type: none"> 外部クレジットとして、「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット(義務削減量の1/3を上限とする)」「埼玉連携クレジット」を利用可能。 バンキング: 次の計画期間にのみ可能 ポローイング: 不可
価格 (2016年11月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 査定価格: 1,000～2,000円/トンCO₂ ※標準的な取引で想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格と乖離する可能性がある。
リンク	<ul style="list-style-type: none"> 2010年9月、埼玉県と連携協定を締結。超過削減量および中小クレジットの相互利用が認められている。

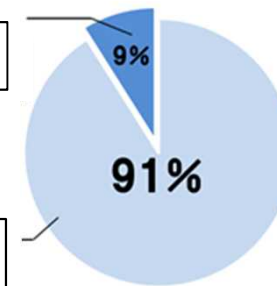
(参考) 第一計画期間における削減義務達成手段と活用クレジットの内訳

取引を利用して義務達成
【124事業所】

削減義務に不足した量
192.7千トンCO₂

自らの省エネ対策により義務達成
【1,262事業所】

削減義務量以上に削減した量
10,080千トンCO₂



種類	取引量 (千トンCO ₂)
超過削減量	160.7
都内中小クレジット	0.2
再エネクレジット	23.7
都外クレジット	0.7
埼玉連携クレジット	4.7
その他ガス削減量	2.7
合計	192.7

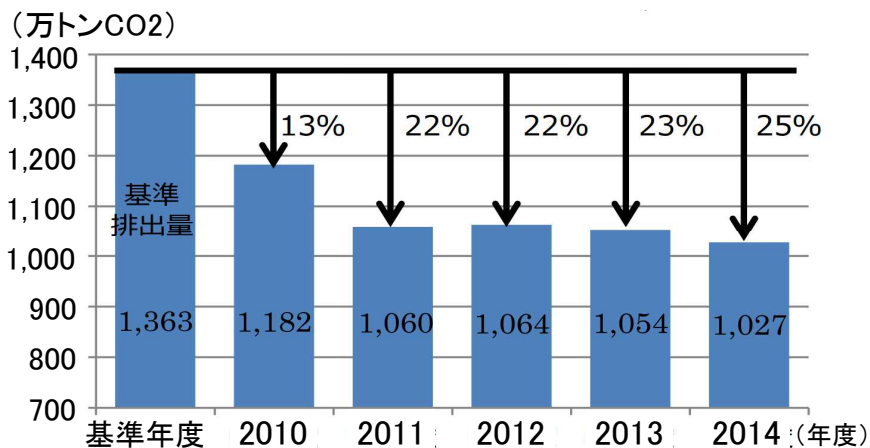
(出典) 東京都環境局「全ての対象事業所が第一計画期間のCO₂総量削減義務を達成しました」

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 2/2

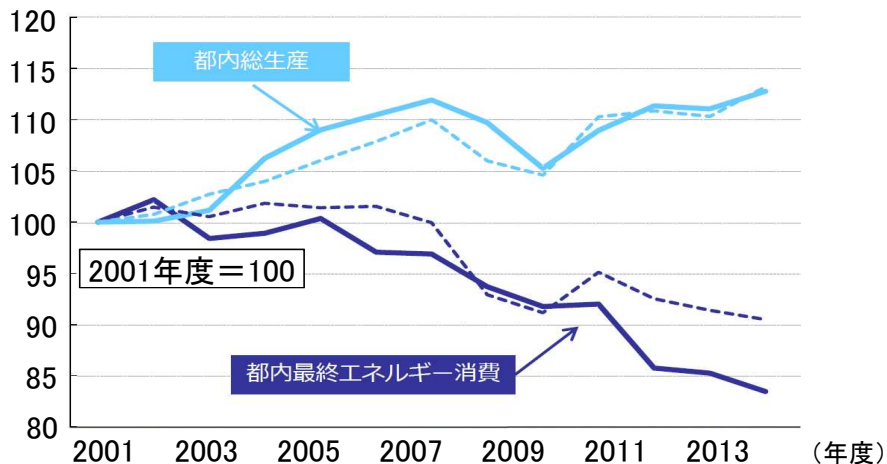
○ 第一計画期間では、5年間で合計約1,400万トンの排出削減を実現。また、都全体で全国平均を上回る最終エネルギー消費削減を実現し、都内総生産とのデカップリングに成功。

削減実績

■ 第一計画期間(2010～2014年度)の削減実績



■ 最終エネルギー消費量と都内総生産の推移



(出典) 東京都環境局プレスリリース、東京都環境局「東京グリーンビルレポート2015」

課題と対応策・今後の方向性

課題

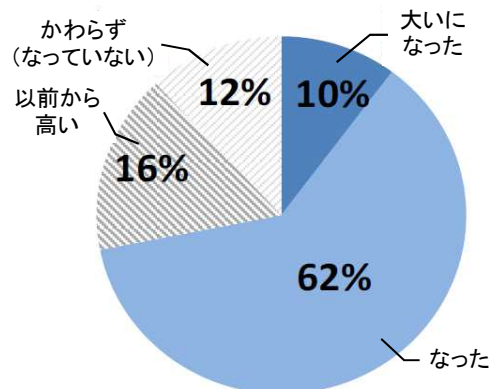
- ・ 第二計画期間における全事業所の義務履行に向け、制度を着実に運用

対応策・今後の方向性

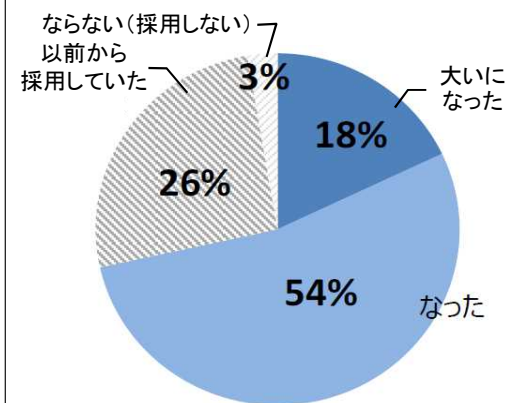
- ・ 平成26年度の排出量が維持されると仮定した場合、多くの事業所が自らの削減対策で義務を達成する見込み（7割以上の事業所が平成26年度に第二計画期間の削減義務率以上の削減を達成）

(参考) 対象事業者の意識変化

Q CO₂削減の推移に対する経営者の関心が高まりましたか？



Q 設備更新の際に、高効率機器の採用に対し積極的に became more interested?

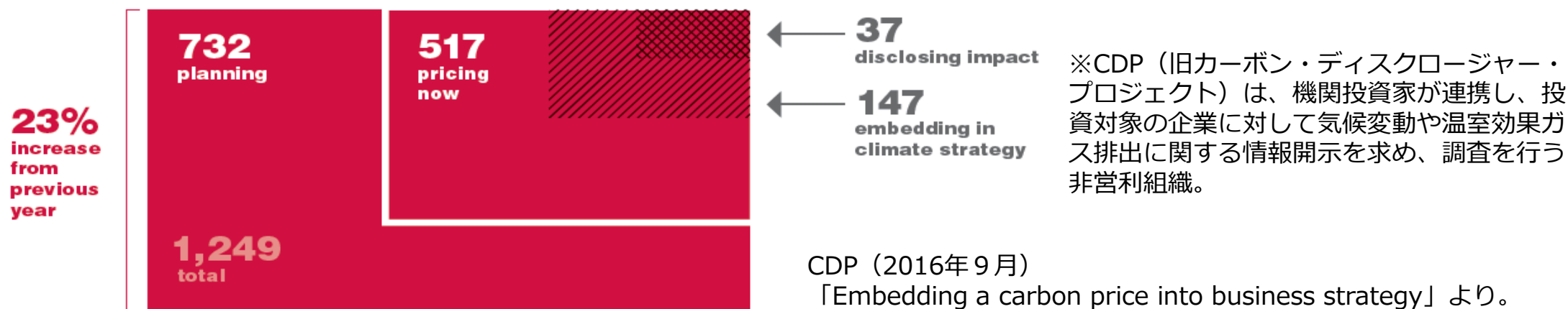


(出典) 東京都環境局「東京都の総量削減義務と排出量取引制度に関するアンケート(平成26年10～11月実施)」

社内カーボンプライシング導入の動き

- 社内カーボンプライシングを導入する企業が急速に増加。CDP※に対して社内カーボンプライシングを「導入している」「2年以内に導入予定」と回答した企業は、世界全体で1,249社（2015年比で23%増加）。

Corporate carbon pricing: 2016 in numbers



- 日本企業について見た場合、「導入している」「2年以内に導入予定」と回答している企業は以下のとおり（提供：CDP）。

カーボンプライシングを導入していると回答している日本企業（54社）の例

トヨタ自動車、日産自動車、日本特殊陶業、ベネッセホールディングス、マツダ、花王、雪印メグミルク、ローソン、JXホールディングス、SOMPOホールディングス、大東建託、野村ホールディングス、みずほファイナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、森ビル、アステラス製薬、IHI、川崎汽船、コクヨ、大成建設、大日本印刷、TOTO、東日本旅客鉄道、キヤノン、シチズンホールディングス、日本電気、日立製作所、ヒロセ電機、富士フイルムホールディングス、ローム、宇部興産、JSR、住友化学、デンカ、東洋インキSCホールディングス、日立化成、三井化学、NTTドコモ、KDDI、大阪ガス、東京ガス、東京電力ホールディングス

現在導入していないが、2年以内に導入予定と回答している日本企業（37社）の例

アシックス、電通、ニコン、パナソニック、本田技研工業、丸井グループ、資生堂、日本ハム、国際石油開発帝石、オリックス、セブン銀行、大和ハウス工業、東京海上ホールディングス、第一三共、鹿島建設、清水建設、住友重機械工業、古河電気工業、コニカミノルタ、TDK、野村総合研究所、富士通、ブラザー工業、リコー、信越化学工業、日東電工、レンゴー

カーボンプライシングリーダーシップ連合(CPLC)

- 2015年12月のCOP21において発足したカーボンプライシングリーダーシップ連合(CPLC: Carbon Pricing Leadership Coalition)は2015年11月に発足したカーボンプライシングの導入を推進する国際的な連携枠組み。
- 2015年10月、上記連合の活動を後押しするため、炭素価格付けパネル(Carbon Pricing Panel)が新たに設置された。

カーボンプライシングリーダーシップ連合の概要

- 2014年9月の国連気候サミットにおいて、74の国と1000以上の企業が炭素価格付けに対する支持を表明したことを受け、組織された。
- 2015年12月のCOP21において正式に発足、当時は21の政府(国および州)、90以上の機関・企業が参加。2016年9月現在、26ヶ国・州、114企業、34戦略機関が参加。石油メジャーも多数参加。
- 炭素価格付けに関する国と企業の協力を促進することを目的とし、企業及び世界経済における炭素価格付け制度の実施を支援する活動を行う。活動方針は、①先進的なカーボンプライシングの事例を蓄積・共有し、参加国のカーボンプライシングの仕組みをより効果的にする、②企業の支持を獲得する、③ダイアログを通じて最新の知見を共有し合うの3点。
- 世界全体の排出量のうちカーボンプライシングがカバーする割合の成果目標を設定することを検討中。各国のカーボンプライシング施策の実施状況について、CPLCの会合において定期的に進捗を報告する。

国・州	カナダ(アルバータ州、BC州、オンタリオ州、ケベック州、北西準州)、カリフォルニア州、英国、ドイツ、フランス、フィンランド、イタリア、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、チリ、コートジボワール、コロンビア、エチオピア、カザフスタン、メキシコ、モロッコ、日本
国際機関等	UNFCCC、UNEP、The Global Compact、IMF、OECD、WRI、WWF、World Bank Group、IETA、WBCSD、We Mean Business、Japan-CLP 等
企業	BHP Billiton、BP、BT Group、EDF、Enel、Eni、Nestle、Philips、PG&E、Schneider Electric、Statoil、Shell、Tata Group、Total、Unileve 等

カーボンプライシングに関する提言等

- **カーボンプライシングは「三重の配当」をもたらす施策である。** ※1
カーボンプライシングは、①環境に良い影響をもたらす、②政府に収入をもたらす、経済に歪みをもたらす税の軽減に寄与し、③低炭素技術の普及とエネルギー効率の向上に必要な投資とイノベーションを促進する。
- **カーボンプライシングは国際的な気候変動目標の達成を大きく加速させるだろう。**
(世界銀行 キム総裁) ※1
- **気候変動政策の実施を支持する先見的な企業は勝者となるだろう。**
(Royal DAM社 セイベスマCEO) ※1

(※1) Carbon Pricing Leadership Coalition「Carbon Pricing Leadership Coalition: Official Launch Event and Work Plan」(2016年1月29日)より抜粋。
(出典) Carbon Pricing Leadership Coalition(2015)「Carbon Pricing Leadership Coalition: Official Launch Event and Work Plan」、Carbon Pricing Leadership HP「Leaders Unite in Calling for a Price on Carbon」、
「Co-Chairs' Communiqué Carbon Pricing Leadership Coalition Inaugural High Level Assembly」、「CARBON PRICING LEADERSHIP COALITION: 1ST MAJOR SUCCESS AT COP21」等より作成。

企業による炭素価格導入に関する提言1/2

- 2015年5月、欧州石油・ガス6社が、各国政府と国連に対し炭素価格の導入拡大を求める提言を提出。
- 2015年10月、世界の大企業14社が、COP21に先立ち、各国に炭素価格の導入を求める提言を発表。

欧州石油・ガス6社※による提言の概要

※ 参加企業は、BGグループ(英国)、BP(英国)、エニ(イタリア)、ロイヤル・ダッチ・シェル(オランダ)、スタイル(ノルウェー)、トタル(フランス)の6社。

提言

- **未だ導入例のない国・地域において、炭素価格を導入すること**
- **各国のシステムを統合する国際的な枠組みを創設すること**

提言の詳細

- 我々は、現状の温室効果ガス排出量のトレンドでは2°C目標を達成できないと認識している。世界の主要な石油・ガス企業として、我々はエネルギー需要に対し、より少ないCO₂排出量で対応しなければならない。
- 我々は**企業独自の「シャドウプライス」を炭素に付与することで、適切な炭素価格について模索してきた**。しかし、**各国政府が我々のような取組を推進しなければ、炭素の価格付け制度が持続可能なものにはならない**。未だ炭素価格を導入していない国・地域があるということは、企業の意思決定にとって不確実な要素である。
- 我々は、炭素価格付けにおいて多くの知見を有しており、国連や各国と公開対話の機会を設け、情報交換を行うこと、低炭素社会の構築に向けた役割を担うこと等が可能である。
- 炭素価格付け制度は我々にとり負担となるが、**炭素価格付けが将来の投資へのロードマップを明確にし、地理的要因に囚われず世界のエネルギー資源を公平化し、より持続可能な将来の担保につながると考えている**。
- 炭素価格付けは低炭素技術の開発を促すものであり、**最もコスト効率的な炭素排出削減を実現するものである**。

大企業14社※による提言の概要

※ Center for Climate and Energy Solutionsの主導により、Alcoa(アルミニウム)、Alstom(製造業)、BHP Billiton(鉱業)、BP(石油)、Calpine(発電)、HP(情報通信)、Intel(半導体)、LafargeHolcim(建設)、National Grid(電力供給)、PG&E(電力供給)、Rio Tinto(鉱業)、Schneider Electric(インフラ)、Shell(石油)、Siemens(製造業)の14社が参画。

提言

- **炭素価格付けの導入促進による民間企業の支援、リスク低減を行うことを求める**

提言の詳細

- 長期的な政治シグナルの提示や透明性の確保、競争力の確保への配慮などの政策を環境の観点を取り入れながら実践していくために、各国に対し国際的な炭素市場を選択するよう要求する。この要求は、コスト効率的な排出削減を進めるために不可欠なツールである国際的な炭素市場の拡大や信頼性の向上につながるだろう。

企業による炭素価格導入に関する提言2/2

- 日本気候リーダーズ・パートナーシップ(Japan-CLP)は、日本の政策立案者および企業や社会に対して、炭素価格付け等のインセンティブを与えることで、グリーン経済への移行を進めるべきと提言している。

炭素価格付けに関連する提言

■ 大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進めるべき。

(Japan-CLP, 2015年3月2日, 「日本の気候変動政策に関する政策提言」)

- グリーン経済へ移行すべく、「排出にはコストを、削減には利益(価値)を付与すること(炭素の価格付け)」を進めるべき。具体的には、炭素税、排出量取引等の手段について検討し、大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進めるべき。
- 制度設計においては、日本の状況、影響を受ける産業セクター、国際競争力及び政策コスト等を考慮し、例えば炭素税を導入するならば、現在の温暖化対策税のように税金を補助金等で使用することによって温暖化対策を行うものでなく、企業や市民による自主的な低炭素社会への行動を促すものとするべき。
- 炭素の価格付けに加え、情報の周知や前向きな規制等を組み合わせ、実質的なグリーン市場の拡大を政策的に進めるべき(例:住宅省エネ基準の大幅強化等)。また、再生可能エネルギーは低炭素社会を実現するための重要なドライバーの1つであり、再生可能エネルギーの導入目標を早急に定め、系統強化、規制の合理化、コスト低減を図る技術開発などを進め、着実に導入量の増加を図るべき。

■ 企業の脱炭素化への挑戦を導くためには、脱炭素化活動に経済価値が見出せる新しい経済システムへの転換が必要である。炭素への価格付けが有効な気候変動政策となりうる。投資家や顧客からの正当な評価の基に、企業による技術革新やイノベーションの活発化が期待できる。

(Japan-CLP, 2016年10月5日, 「COP22に向けた要望書」)